

# 美唄市農業ビジョン (素案)

計画期間：令和3年度(2021年度)～令和7年度(2025年度)

令和3年(2021年) 月  
美 唄 市

# 目 次

第1章	ビジョンの策定の基本的考え方	1
1	策定の目的	
2	ビジョンの性格	
3	計画期間	
第2章	美唄市農業・農村の現状	3
1	美唄市農業の特性	3
2	美唄市農業の現状	3
	(1) 農業経営基盤の状況	
	(2) 消費者に信頼される産地としての取組状況	
第3章	美唄市農業の主要課題	20
1	美唄市農業を取り巻く社会経済情勢	20
	(1) グローバル化の一層の進展	
	(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり	
	(3) 人口減少とライフスタイルの変化	
	(4) 社会全体のデジタル化の進展	
	(5) 新型コロナウイルス感染症への対応	
	(6) 「田園回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり	
	(7) 自然災害リスクの高まり	
2	美唄市農業の主要課題	21
	(1) 農業経営の体質強化	
	(2) 農産物の販路拡大・付加価値向上	
	(3) 担い手の育成・確保	
	(4) 農業生産基盤の整備等	
	(5) 食の安全・安心への関心の高まり	
	(6) 活力ある農業・農村づくり	
第4章	目指す姿・基本方針	24
1	美唄市農業の目指す姿	24
2	基本方針	24
	基本方針1 強い農業経営基盤づくり	
	基本方針2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり	
第5章	農業・農村施策の展開方向	26
	基本方針1 強い農業経営基盤づくり	
1	農業所得の向上	26
	(1) 基幹作物等の安定生産	
	(2) 輪作体系の検証・確立	

(3) 新たな高収益作物の導入	
(4) 美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大	
(5) 農商工連携・6次産業化の促進	
(6) 農産物の輸出	
<b>2 生産基盤の強化</b>	<b>28</b>
(1) 農業生産基盤の整備	
(2) 農業水利施設等の長寿命化	
(3) スマート農業技術の検証・普及	
<b>3 多様な担い手と労働力確保</b>	<b>29</b>
(1) 家族経営など担い手経営体質の強化	
(2) 経営感覚を備えた農業経営者の育成	
(3) 新規就農者の育成・確保	
(4) 優良農地の確保と適切な利用促進	
(5) 農業法人の育成・強化	
(6) 農作業受託組織の育成・強化	
(7) 女性農業者の育成	
(8) 多様な人材の受入と働きやすい環境づくり	
<b>基本方針2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり</b>	
<b>1 地産地消と都市と農村の交流促進</b>	<b>31</b>
(1) 関係人口の創出・拡大	
(2) 食や農業・農村の理解促進	
(3) 地産地消の取組	
(4) 食農教育の推進・実践	
<b>2 環境と調和した農業の推進</b>	<b>32</b>
(1) 安全・安心な農産物の生産	
(2) 環境保全効果の高い営農活動の促進	
(3) 雪冷熱エネルギーの活用	
(4) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進	
<b>3 農村環境の整備</b>	<b>33</b>
(1) 多面的機能の発揮促進	
(2) 中山間地域における農業生産活動の維持	
<b>第6章 推進体制</b>	<b>34</b>
1 農業者・地域の農業者団体	
2 消費者や教育・観光関係者	
3 農業関係団体・事業者	
4 美唄市	

# 第1章 ビジョンの策定の基本的考え方

## 1 策定の目的

- 本市の農業は、先人のたゆみない努力により、厳しい気象条件を克服し、豊かな自然と広大な土地を生かして、本道有数の食料供給地域として、安全・安心な農産物を安定的に生産・供給しています。
- さらに、これまで地域の特色を活かして発展してきた食品関連事業者と堅く結びついて、地域経済を支える基幹産業となっているほか、国土保全や景観維持などの多面的機能を発揮しており、本市の重要な財産となっています。
- 本市では、平成28年度（2016年度）にスタートした「びばい未来交響プラン」後期基本計画を基本に令和2年度（2020年度）へ向けた美唄の農業・農村の目指す方向を取りまとめ、農業振興施策を推進してきました。
- 現在、農家戸数の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足、農産物価格の低迷、生産資材の高止まりなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、これに伴う農村コミュニティの活力低下、TPP11協定などによる経済のグローバル化、災害の大規模化、鳥獣被害などのほか、新たに新型コロナウイルス感染症対策としてのデジタル改革やグリーン社会の実現など、多様な課題に対応する必要があります。
- このように農業をめぐる状況が転換点にさしかかっている中、こうした課題に対応し、本市農業が地域経済を支えるリーディング産業として更に発展して、安全・安心な農産物の生産・供給や多面的機能の発揮といった本市農業に期待される役割を果たしていくには、農業生産基盤整備のほか、市民や関係人口を含めた多様な人材が活躍できる環境を整え、ニーズに応じた生産性の高い農業を展開するとともに、こうした農業・農村の機能が市民に理解されるよう、関係する施策を計画的かつ総合的に推進していくことが必要となっています。
- こうした観点から、本市農業・農村が持続的に発展していく将来像を「目指す姿」として示した上で、その実現に向けた施策を農業者や消費者、関係団体等と連携して総合的に推進していくための関係者共通の指針として策定するものであります。

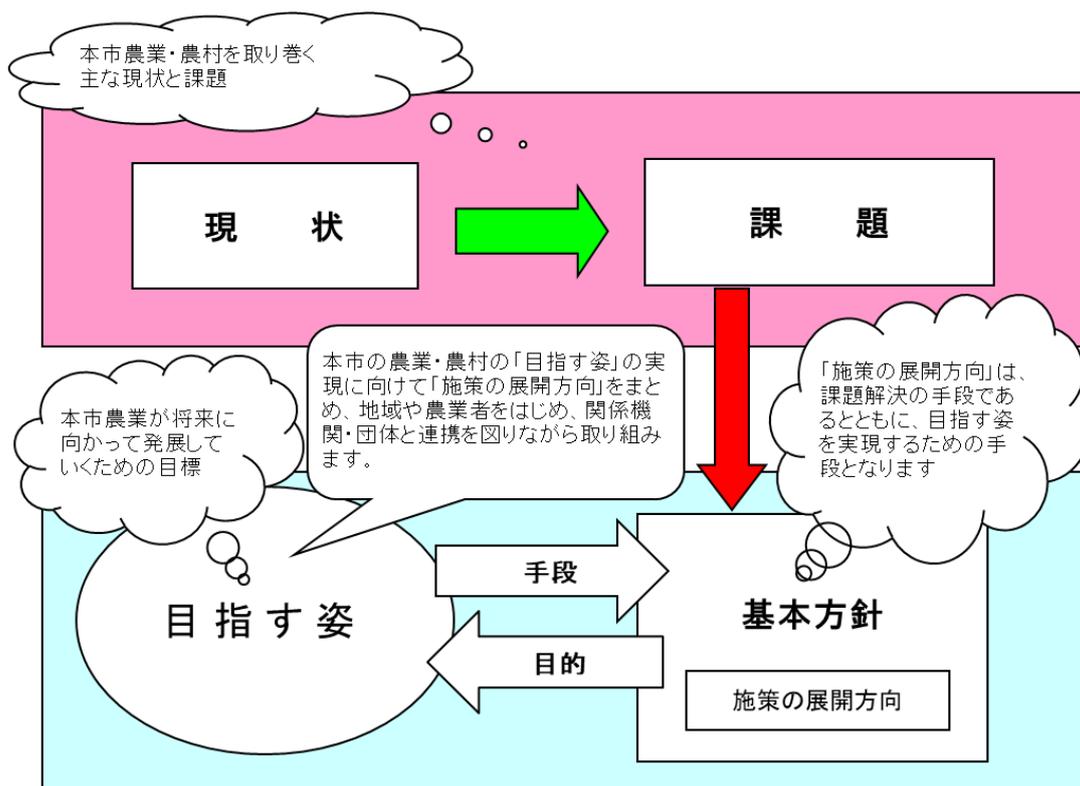
## 2 ビジョンの性格

- このビジョンは、本市農業の現状や課題を整理するとともに、「第7期美唄市総合計画 前期基本計画」（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和7年度（2025年度））を基に、「JAびばい第11次地域農業振興計画」、「JAみねのぶ第10次地域農業振興計画」、「JAいわみざわ地域農業振興計画」との整合性を図りながら、今後5年間における本市農業の振興に向けて、基本的な方向性や取り組むべき事項を明らかにし、効果的に施策を推進することができるよう、新たな「美唄市農業ビジョン」を策定するものです。
- このビジョンに基づく施策の推進に当たっては、市はもとより、農業者、農業関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

## 3 計画期間

- 美唄市農業ビジョンの計画期間は、「第7期美唄市総合計画 前期基本計画」及び「産業振興計画」と同じ令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を計画期間とします。
- なお、社会情勢の大きな変化や上位計画の見直しがあった場合は、ビジョンの内容の見直しを行う場合があります。

### <美唄市農業ビジョンのイメージ>



## 第2章 美唄市農業・農村の現状

### 1 美唄市農業の特性

- 本市は、行政面積の（27,769ha）の3分の1を占める、広大な農地（9,410 ha）を生かして、本市基幹作物であり全道第6位（令和元年度、以下同じ。）の生産量を有する水稻を中心に、小麦（全道第25位）、大豆（全道第5位）、なたね（全道第1位）などの土地利用型作物と、アスパラガス、たまねぎ、ハスカップなどの野菜、果樹や花きなど様々な農産物を生産する道内有数の農業地帯となっています。
- その農業産出額は、54億円（平成30年（2018年））となっており、関連産業としては、農産物を原料とする食品加工、肥料・飼料等の生産資材や農業機械、観光・運輸・流通など広範な産業と密接に結びついている中で、特に食料品製造業が本市の製造品出荷額等の22%（35億円）を占めていることから、本市農業は他産業への経済波及効果や域外からの需要獲得に大きな役割を果たしています。
- また、農業の就業者数（平成27年（2015年）国勢調査）は、1,433人となっており、医療福祉の1,631人に次いで2番目の地位を占める就業者を雇用していることから、雇用と所得の確保など市民の生活や地域経済を支える基幹産業として、本市の経済の中で重要な位置を占めています。
- また、国土・自然環境の保全、農村景観の形成、教育や癒しの場の提供など、農業・農村の環境は多面的な機能を有しており、各地域において農業・農村の振興に向けた様々な取組が行われています。

### 2 美唄市農業の現状

#### (1) 農業経営基盤の状況

<総括>

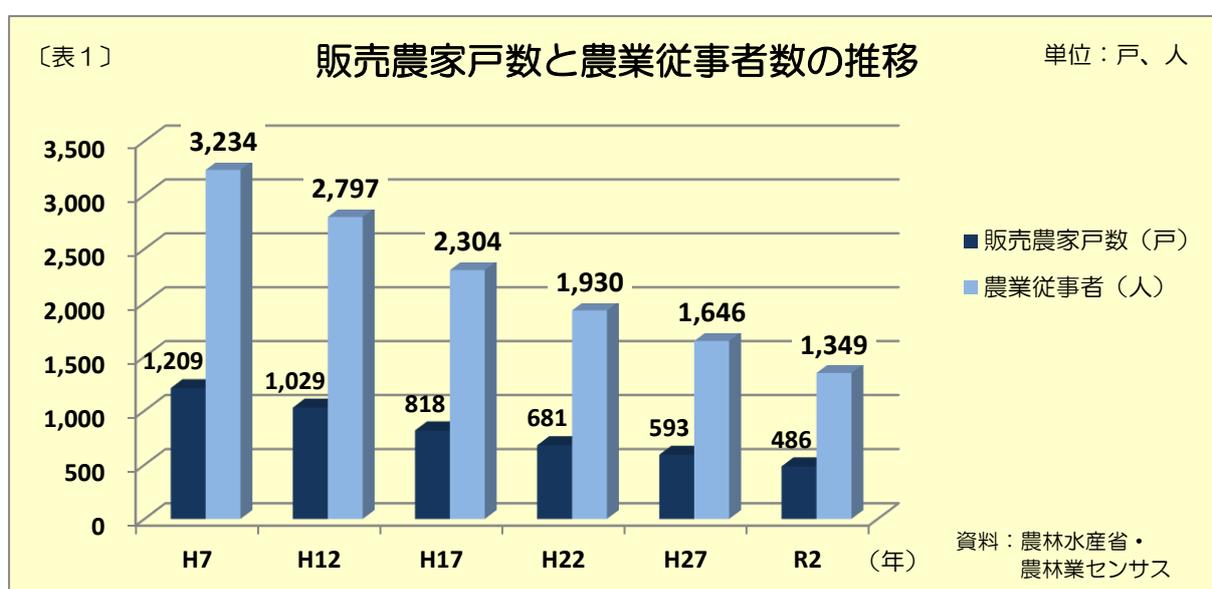
- 本市農業の現状について、農林水産省が5年ごとに実施している農林業センサスなどの数値と比較すると、農地面積の推移は大きく変わらない中で、農家戸数の減少と担い手農家の高齢化が進行し、農地の経営規模が拡大しています。
- また、国営・道営の農業生産基盤整備事業の実施により、農業の生産性向上の改善が進んでいます。
- そのような中、国営・道営の農業生産基盤整備事業の事業効果を更に高める観点から、ロボット技術やICTなど先端技術を活用する農業を導入することで省力化や効率化により、一戸当たりの農業産出額の向上を図るなど、更なる生産性の向上が期待されています。

＜販売農家戸数＞ ※2020 農林業センサスの概数値です。令和3年3月の確定値公表時に数値を置き換えます。

○令和2年（2020年）農業センサスの販売農家戸数は486戸で、5年前の平成27年（2015年）販売農家数593戸からは18.0%減少、平成27年度から20年前の平成7年（1995年）販売農家数1,209戸との比較では約51%減少しています。〔表1〕

○販売農家戸数は、今後、令和2年（2020年）と令和12年（2030年）との比較での将来予測は約19%の減と予測されています。

○一方、国勢調査結果では本市人口は、平成7年（1995年）33,434人、平成22年（2010年）26,034人、平成27年（2015年）23,035人と推移しており、減少率は5年間で11.5%、20年間で約31%となっており、販売農家戸数の減少割合は本市の人口減少よりも大きな減少となっています。



■販売農家戸数の推移と将来予測

単位：戸、人

	過去の推移							将来予測		
	H7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)	R2 (2020)	H27/H7	R7 (2025)	R12 (2030)	R12/R2
販売農家戸数	1,209	1,029	818	681	593	486	-51%	458	395	-19%
美唄市の人口	33,434	31,183	29,083	26,034	23,035	未公表	-31%	17,617	15,172	

（資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」、道総研農業研究本部「2015 農林業センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測」「国立社会保障・人口問題研究所 将来推計人口」）

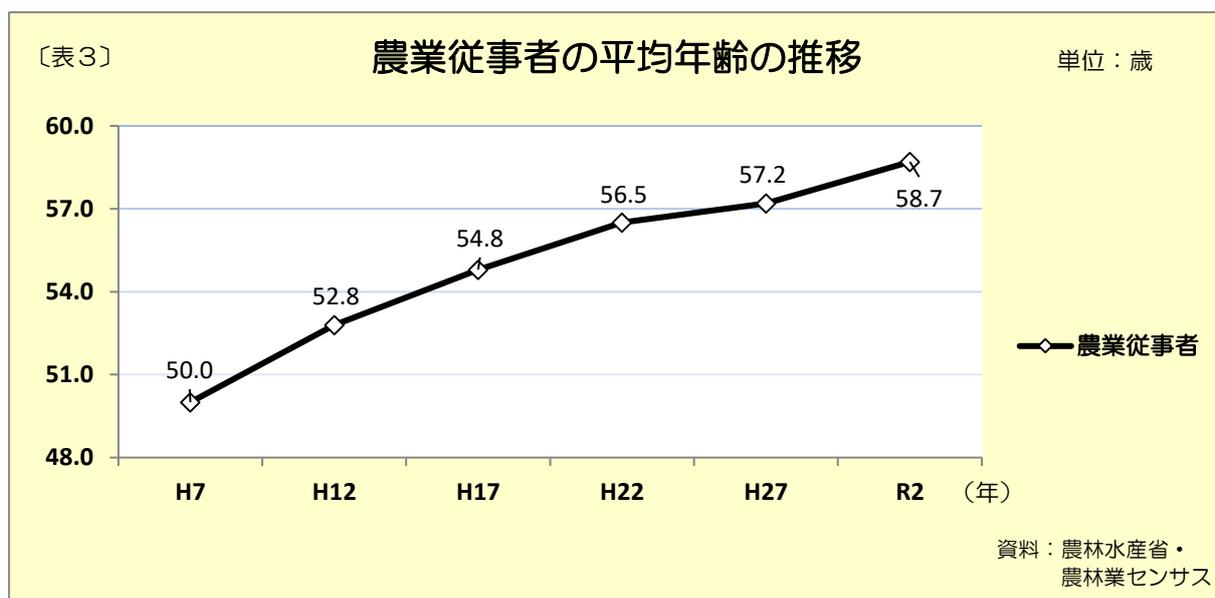
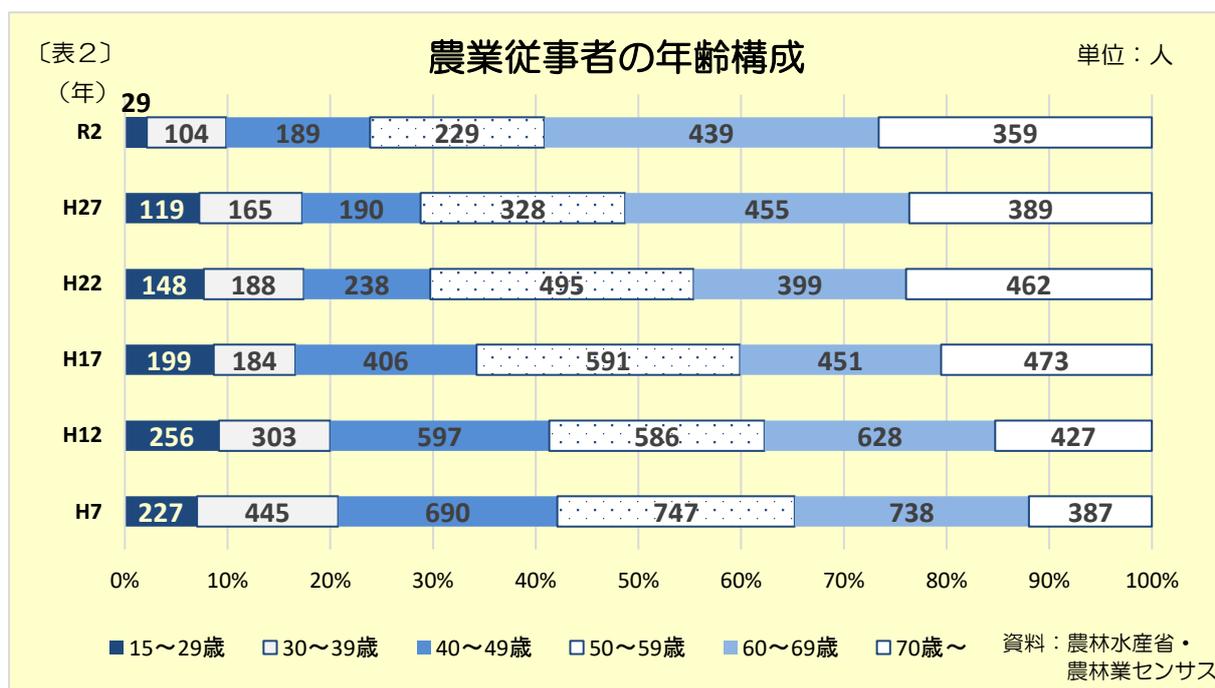
<農業従事者と平均年齢> ※2020 農林業センサスの概数値です。令和3年3月の確定値公表時に数値を置き換えます。

○販売農家における農業従事者の年齢構成を概ね 10 歳刻みで比較すると、割合が多い階層は、平成7年（1995年）は50歳代が747人（23.1%）、次いで60歳代が738人（22.8%）でしたが、令和2年（2020年）は60歳代の439人（32.5%）が最も多く、次いで70歳以上が256人（19.0%）となっています。〔表2〕

○農業従事者の平均年齢は令和2年（2020年）が58.7歳となり、上昇が続いていますが、近年、高齢農家の離農もあり5年ごとの上昇幅は、やや縮小傾向にあります。

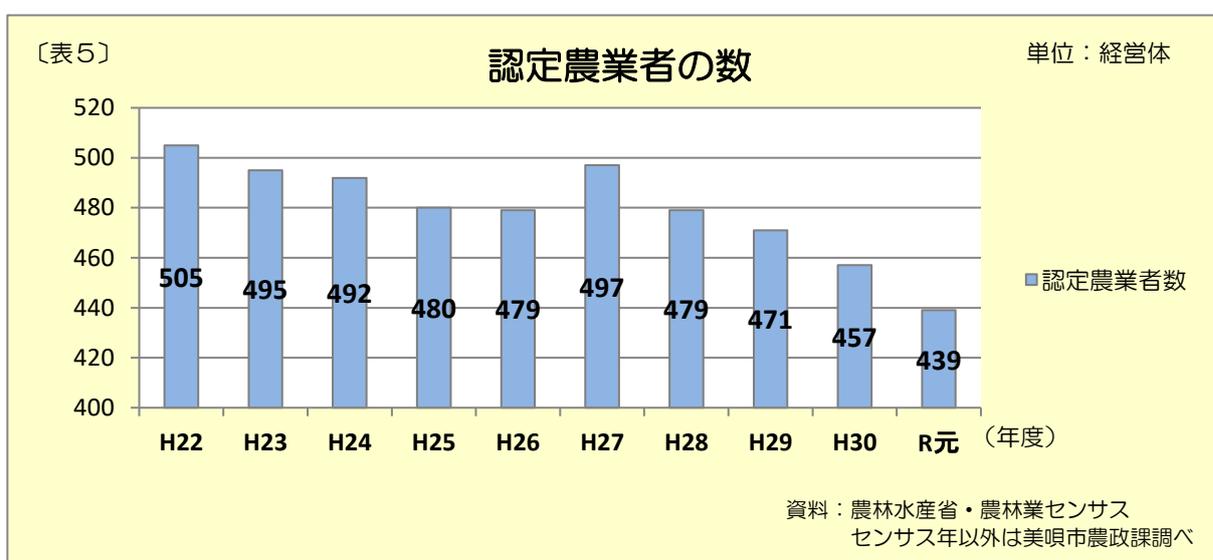
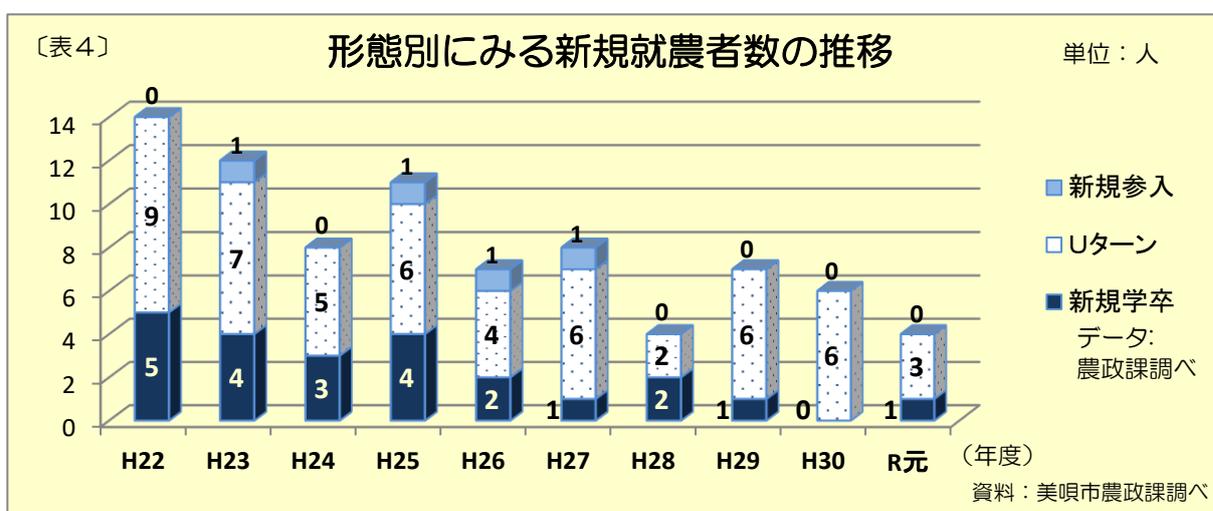
〔表3〕

※農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。



<担い手>

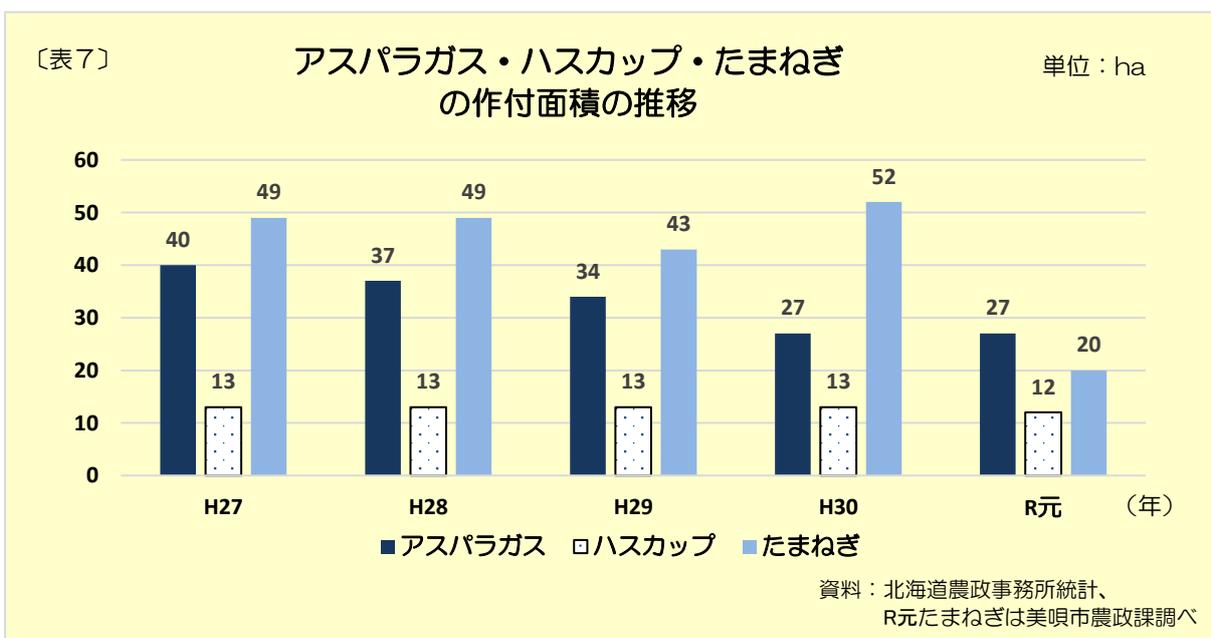
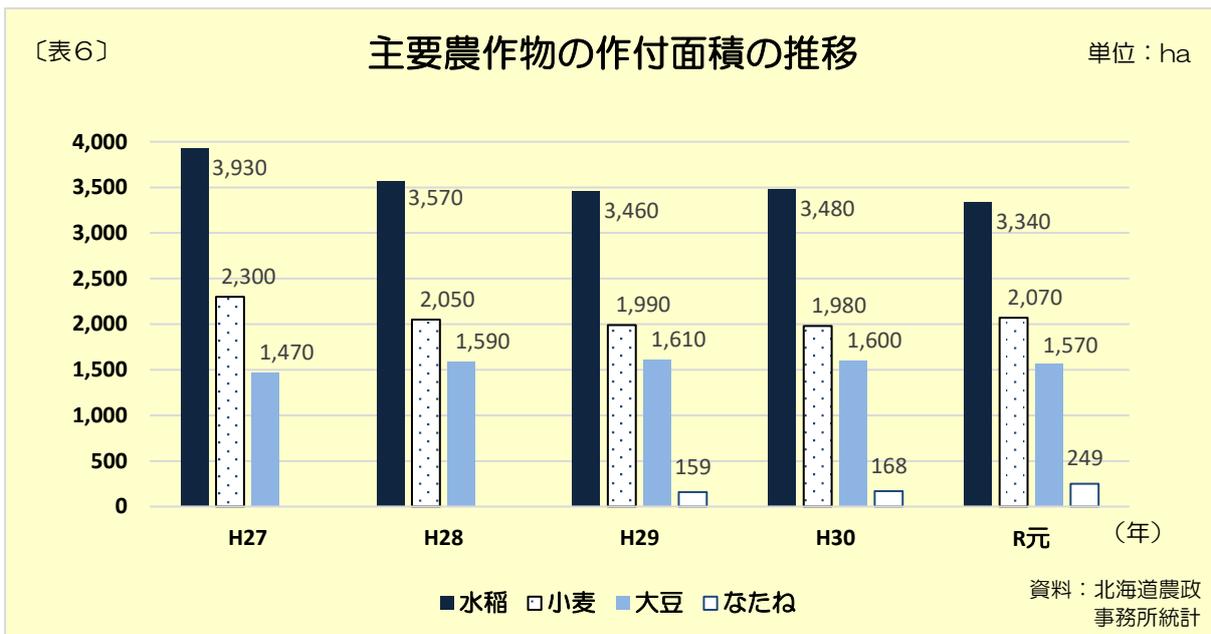
- 農家戸数が減少を続ける中、新規学卒やUターンにより毎年平均して8人ほどの新規就農があるほか、農業関係以外からの新規参入による就農もあります。〔表4〕
- また、地域の担い手として位置づけられている認定農業者は、令和元年度（2019年度）においては439経営体となっています。〔表5〕
- このうち、農業法人化している経営体は49戸で新規の設立は、平成28年（2016年）の5件以降毎年申請件数が減少し、令和元年（2019年）では0件となっています。
- 無人ヘリコプターやコンバインなどによる防除作業や収穫作業を行う農作業受託組織は、令和元年度（2019年度）にドローンの防除に関する組織が設立され、21団体が組織化されていますが、近年は横ばいで推移しています。



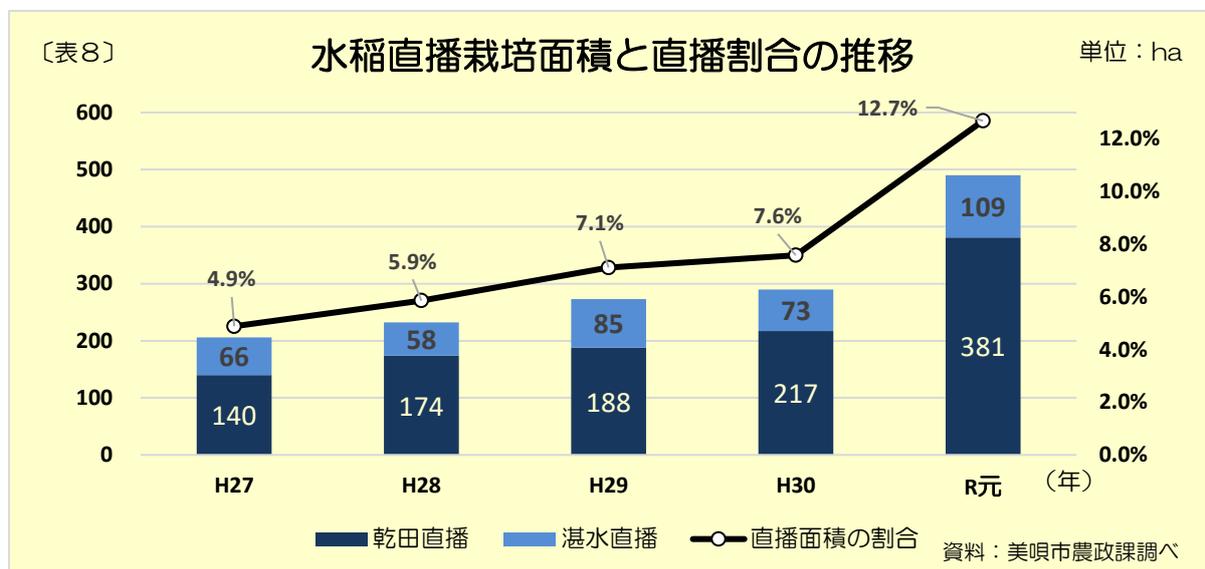
＜主要農産物の生産状況＞

○土地利用作物の水稻、小麦、大豆などの作付けが大きな面積を占め、水稻の作付面積は、年々減少し令和元年（2019年）の作付面積は3,340 haで、生産調整（水田の転作率）は約53.8%～59.6%の間で推移しています。〔表6〕

○また、担い手農家の高齢化や農業基盤整備事業の推進等により、アスパラガスやハスカップ等の改植が進まないことや株の老朽化が進行し、アスパラガスやハスカップの作付面積や収穫量が減少しています。〔表7〕



○水田の地下水位制御システムの整備と組み合わせた直播栽培の導入などを進めており、平成 30 年（2018 年）に直播栽培に適し食味も優れた「えみまる」が新たに優良品種に認定されるなど、直播栽培面積（令和元年度（2019 年度）取組面積 490ha）が年々増加傾向にあります。〔表 8〕



昭和 63 年（1988 年）に設立した「美唄市水稻直播研究会」が中心となって全道に先駆け水稻直播栽培に取り組み、農林水産省北海道農業試験場泥炭地研究室の協力のもとに独自の乾田播種早期湛水直播方式を生み出しました。この取組は道内各地域に広まり平成 9 年（1997 年）にはホクレン夢大賞を受賞しています。

また、近年の担い手の高齢化や経営面積の拡大により、農作業の軽減が見込まれることから、注目されており直播栽培に取り組む農業者が増えています。

〔令和元年度（2019 年度）取組面積：490ha、

栽培品種：えみまる、さんさんまる、大地の星、そらゆたか、おぼろづき など〕



直播栽培（播種状況）



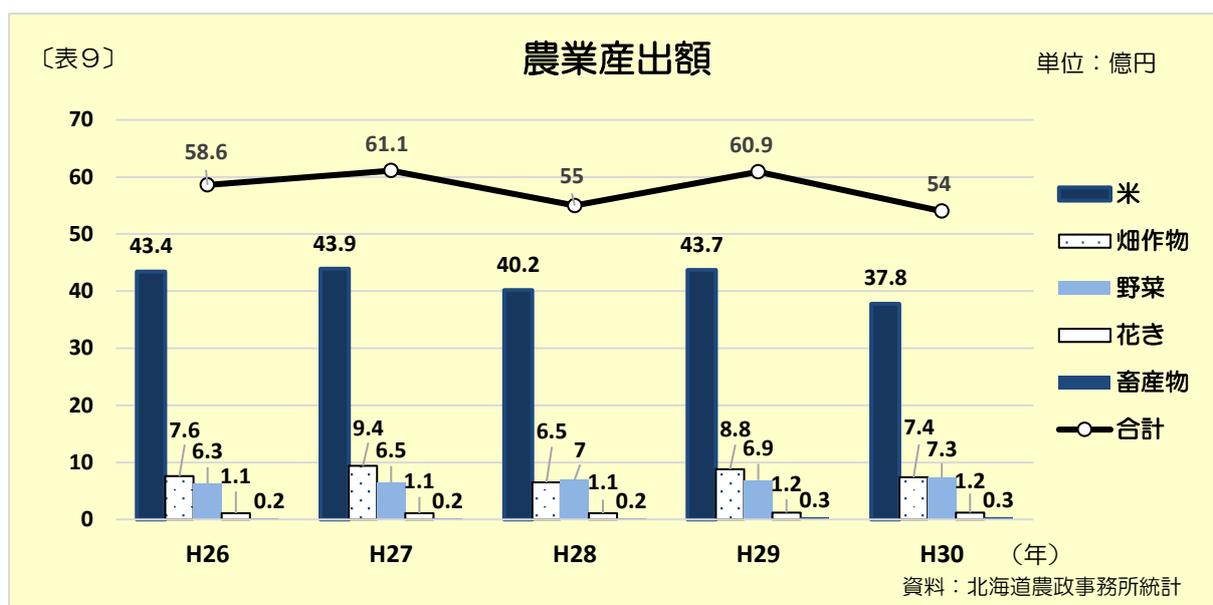
- ・直播に適した品種
- ・ななつぼしと同等の食味

### <農業産出額>

○本市の農業産出額は平成 26 年（2014 年）では、58.6 億円であったの対し、平成 30 年（2018 年）では、54 億円となっています。

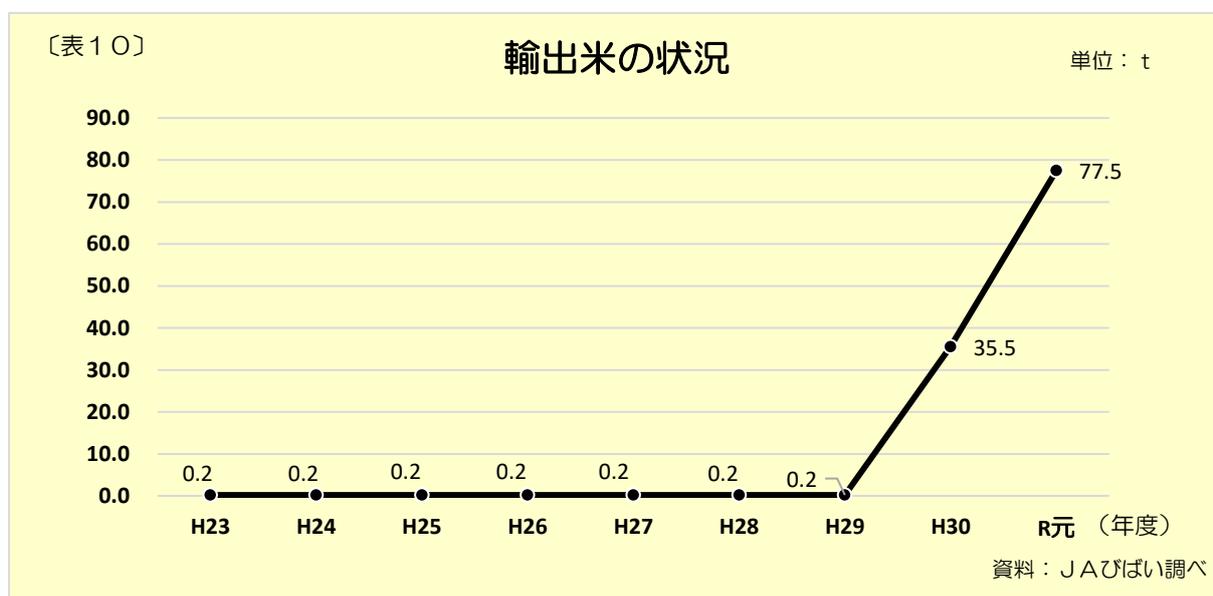
○平成 30 年（2018 年）の農業産出額は米等が不作であったことから、54 億円となっていますが、過去 5 年間の平均の数値では約 58 億円となっています。

○作物別では、米が全体の半数以上を占めています。〔表 9〕



### <農産物の輸出>

○本市の農産物の輸出状況は、米の香港への輸出が平成 23 年度（2011 年度）に始まり、平成 30 年度（2018 年度）からは順調に伸びており、令和元年度（2019 年度）は、ベトナムや中国（香港も含む）向けにおぼろづき、ななつぼし、きらら 397 を約 77 t 輸出しています。〔表 10〕



### <ふるさと納税の返礼品>

○本市のふるさと納税の受入については、返礼品の種類増加等により、平成29年度（2017年度）：62,778千円、平成30年度（2018年度）：75,137千円（前年比20%増）、令和元年度（2019年度）：99,462千円（前年比32%増）と、少しずつ増加しており、令和2年度（2020年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響や返礼品の増加等により 千円（前年比 %増）と大幅に増加しています。

※R2年度の金額は令和3年2月末現在の金額を記載します。

○令和元年度（2019年度）のふるさと納税の返礼品の人気ランキング（件数ベース）は米で64%、アスパラガスやスイートコーン等の農産物が11%、焼き鳥等の食品加工品が11%となっています。

### ■ふるさと納税の返礼品区分別使用件数の割合

順位	返礼品区分	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)
1位	米	62%	78%	64%	%
2位	米以外の農産品 (アスパラガス・スイートコーン等)	18%	8%	11%	%
3位	焼き鳥セット等の食品加工品	18%	13%	11%	%
4位	その他	2%	1%	14%	%
計 (金額)	(単位：千円)	100% (62,778)	100% (75,137)	100% (99,462)	% ( )

(資料：美唄市経済観光課調べ) ※R2年度の数値は令和3年2月末現在の数値を記載します。



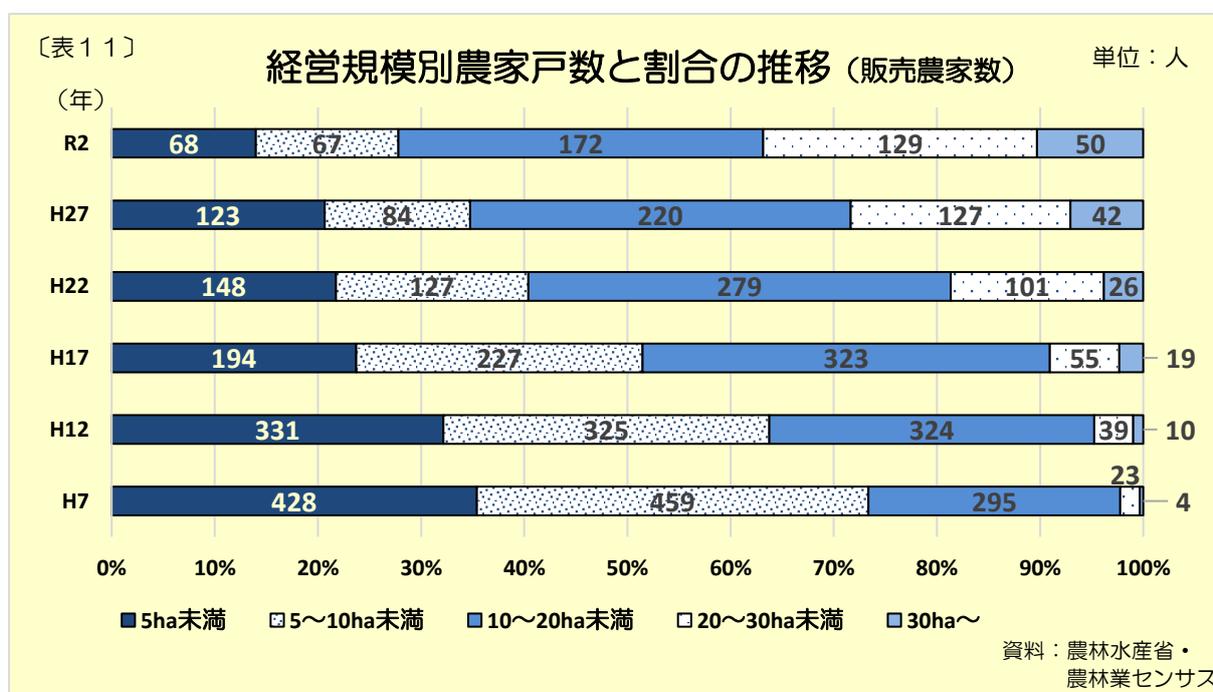
<経営規模> ※2020 農林業センサスの概数値です。令和3年3月の確定値公表時に数値を置換えます。

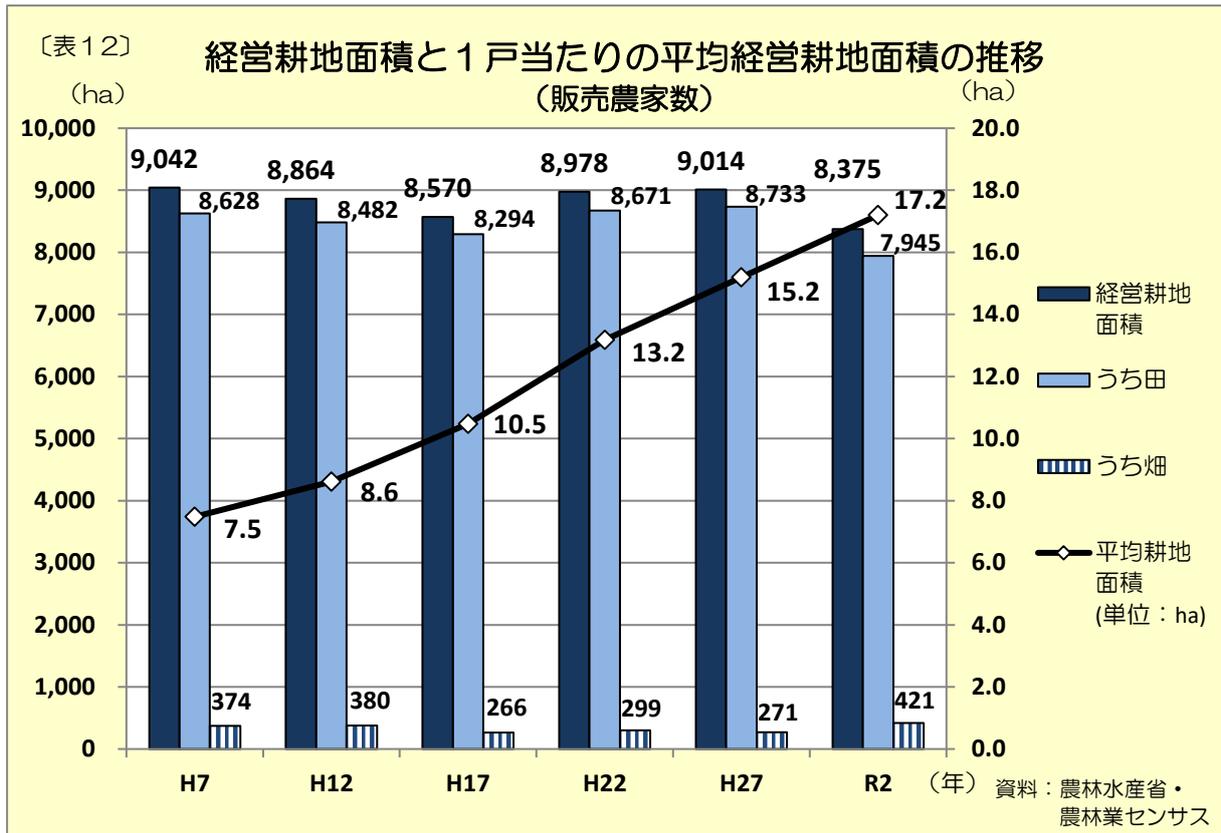
○経営規模別の販売農家戸数の推移を見ると、平成7年（1995年）は、10 ha 未満の経営が全体の73.4%を占めていましたが、令和2年（2020年）はその階層が27.7%に減り、10～20 ha 未満の階層が172戸、35.4%で最も多く、次いで多いのが20～30 ha 未満の129戸、26.5%となっています。

○平成7年（1995年）にはわずか4戸しかなかった30 ha 以上の経営が令和2年（2020年）は50戸、10.3%を占め、個々の経営面積の拡大が進んでいます。〔表11〕

○平成7年（1995年）の1戸当たりの平均経営耕地面積は8.6 haでしたが、販売農家戸数減少と農地の利用集積により年々上昇し、令和2年（2020年）では17.2 haと倍に拡大しています。〔表12〕

○1戸当たりの平均経営耕地面積は5年前の平成27年（2015年）からは14%、15年前の平成17年（2005年）との比較では64%増加しています。今後、10年後の将来予測は32%の増と予測されています。





■ 1戸当たりの平均経営耕地面積の推移と将来予測 (販売農家数) 単位：ha

	過去の推移					将来予測			
	H12	H17	H22	H27	R2	R2/H17	R7	R12	R12/R2
1戸当たりの平均経営耕地面積	8.6	10.5	13	15.1	17.2	+64%	19.6	22.7	+32%

(資料：農林水産省「世界農林業センサス」「農林業センサス」)

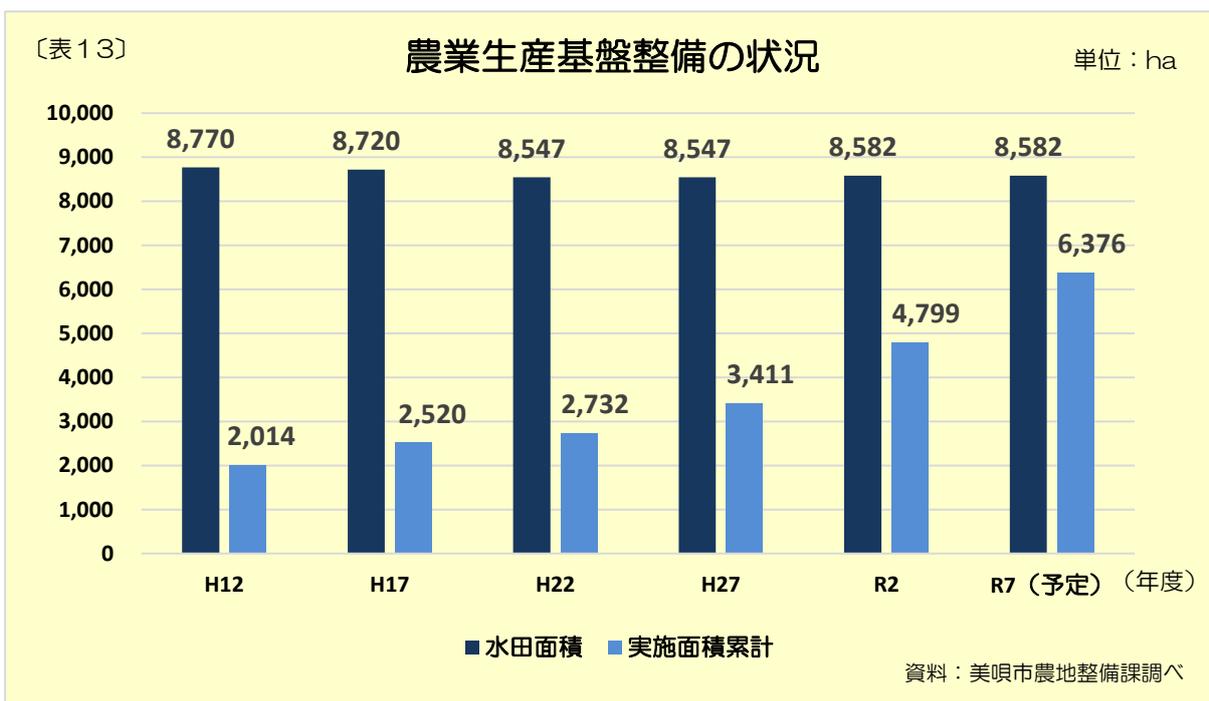
道総研農業研究本部「2015 農林業センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測」)

<耕作放棄地>

○耕作放棄地は、平成29年度(2017年度)に7.2haありましたが、耕作再開の事業や基盤整備事業等により、令和2年度(2020年度)は3.8ha(耕地面積の0.04%)に減少し、農地のほぼ全てが有効に活用され、耕作されています。

<農業生産基盤整備>

- 担い手への農地の利用集積が円滑に進み、効率的な経営により経営安定が図られるよう、市内各所で国営・道営の農業生産基盤整備事業により、自動走行農機等のスマート農業の効果が最大限発揮される「ほ場の大区画化」や「地下水位制御システム」等が整備されています。(令和2年度現在：国営2地区、道営：14地区で実施)
- 本市の耕地面積(9,410 ha)の7割(約6,400 ha)を目標に農業生産基盤整備事業を進めています。〔表13〕
- また、用水路や排水路、排水機場等の農業水利施設の機能維持や長寿命化の取組が進められています。



## <農業のデジタル化>

- スマート農業は、ロボット技術やI C T等のスマート農業技術を導入することにより、超省力生産や多収・高品質生産の実現のほか、きつく危険な作業からの解放、さらには、誰もが取り組みやすい農業の実現などが期待されています。
- 市内農業者のスマート農業技術の利用状況については、「人・農地プラン」調査（令和元年度実施）によると、田植え機：17台、トラクター：49台、ドローン：8台、コンバイン：1台となっています。 ※令和2年度の調査結果（令和3年3月集計）により数値を置き換えます。
- 農業者や関係団体、農業改良普及センター、土地改良センターをメンバーとした、「美唄市I C T農業推進協議会」を令和元年（2019年）11月に設立し、営農体系に導入するスマート農業技術を検証し、スマート農業についての調査・研究や情報収集、勉強会を実施しています。
- こうした中、国の新型コロナウイルス感染症対策に応じて、令和2年度（2020年度）から、市内の農村地域（5,800 ha）に、5 G等の高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ整備事業による情報通信基盤の整備を進めています（令和3年度末完了予定）。
- 併せて、農業生産現場において、人手を要する作業を代替又は作業の効率性を向上させ、作業員間の接触を減らす観点から、国の支援制度を活用するとともに、市独自のI C T農業機械の導入を支援する制度を講じて、GNSS ガイダンスシステムや自動操舵システム、ドローン等の導入を支援し、スマート農業の加速化を図っています。

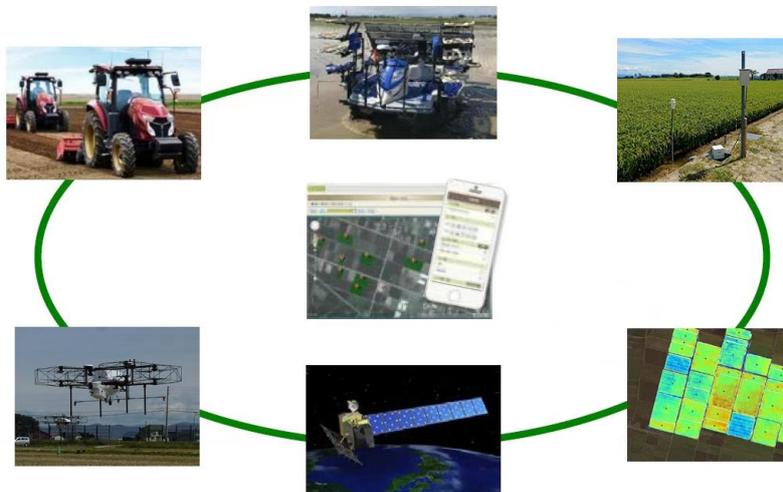
### 【活用が期待されるスマート農業技術の例】

#### 《省力・効率化技術の例》

ロボットトラクター、直進アシスト機能付き田植機、可変施肥機、自動収量コンバイン、アシストスーツ、施設環境計測・制御

#### 《精密化技術の例》

センシング技術、生産・経営管理システム



## (2) 消費者に信頼される産地としての取組状況

### <総括>

- 本市の農業は、食という生命の源をつくる人間社会の根源の営みであり、安全・安心で良質な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業を推進しています。
- また、市内で農産物生産・直売、農産物加工体験などに取り組む生産者が中心となって発足した「美唄市グリーン・ツーリズム研究会」では、都市住民に向けた美唄市の農業・農村情報の発信や生産者と消費者の顔の見える取組を進めています。
- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のための地域資源の共同保全活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動が行われています。

### <グリーン・ツーリズム>

- 農業体験や直売所、観光農園などの日帰り型の施設のほか、修学旅行生の受入などの農家民泊も多く、こうしたグリーン・ツーリズム関連施設数は 35 施設となっています。

■グリーン・ツーリズム関連施設数 (令和2年3月31日現在)

施設数	農家民宿	農業体験	加工体験	観光農園	直売個人
35	15	19	7	3	24

※受入施設数の内訳は、延べ件数 (資料：北海道農政部調べ)

### <農泊の受入>

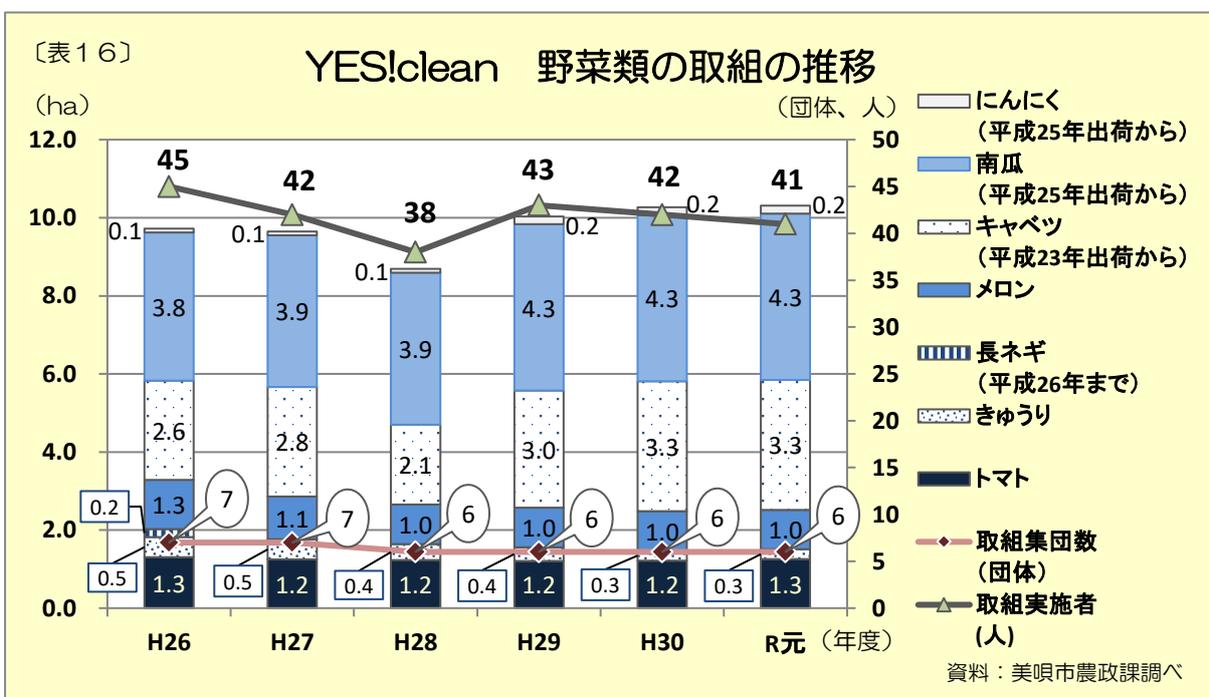
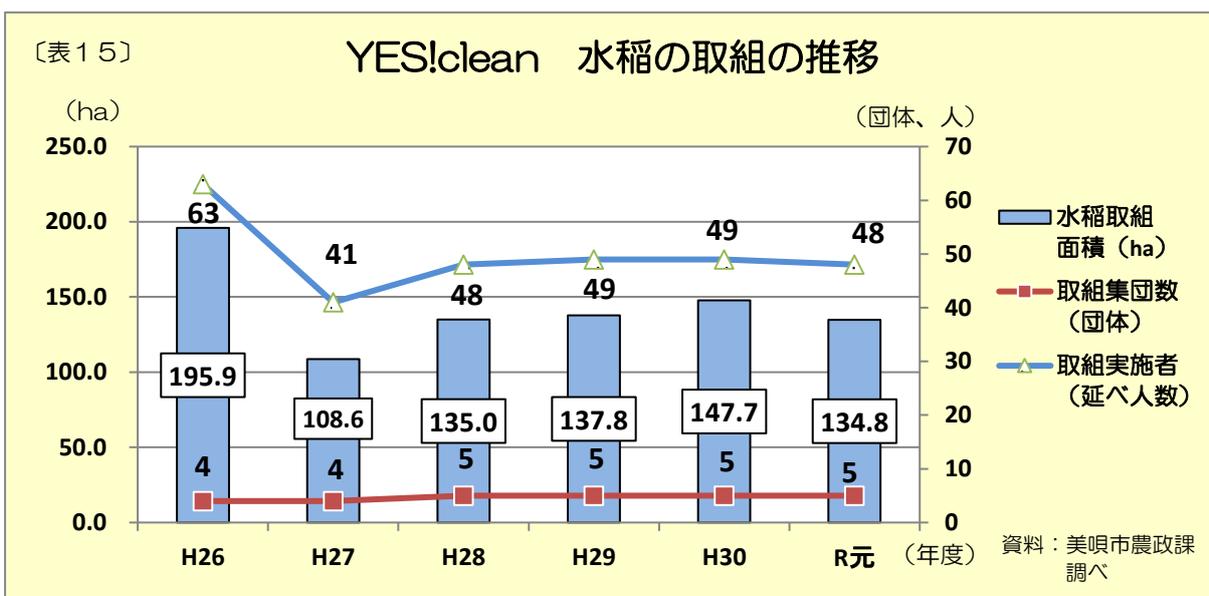
- 修学旅行での農業体験は、平成28年度(2016年度)に252名が実施していますが、令和元年度(2019年度)には、82名となり、平成28年度(2016年度)との比較では、67%の減少となっています。
- 修学旅行以外での農泊の受入状況は、平成28年度(2016年度)に12名が実施していますが、令和元年度(2019年度)には、8名となり、平成28年度(2016年度)との比較では、33%の減少となっています。〔表14〕

※農泊：農山漁村地域ならではの伝統的な生活体験と地域の人々との交流を楽しみつつ、農家や古民家等での宿泊によって、旅行者にその土地の魅力を味わってもらう農山漁村滞在型旅行。



## ＜クリーン農業＞

- 安全・安心で良質な農産物を生産するため、堆肥等による土づくり、化学肥料や農薬の使用をできるだけ減らしたクリーン農業の取組を支える技術は、これまでに道内で450件（クリーン農業技術421件、有機農業技術29件）開発されています。
- 本市では農家戸数の減少とともに、北海道が実施している「北のクリーン農産物表示制度（通称：YES! clean）」登録集団は減少傾向にあります。〔表15〕〔表16〕



### 【YES! clean 表示制度】

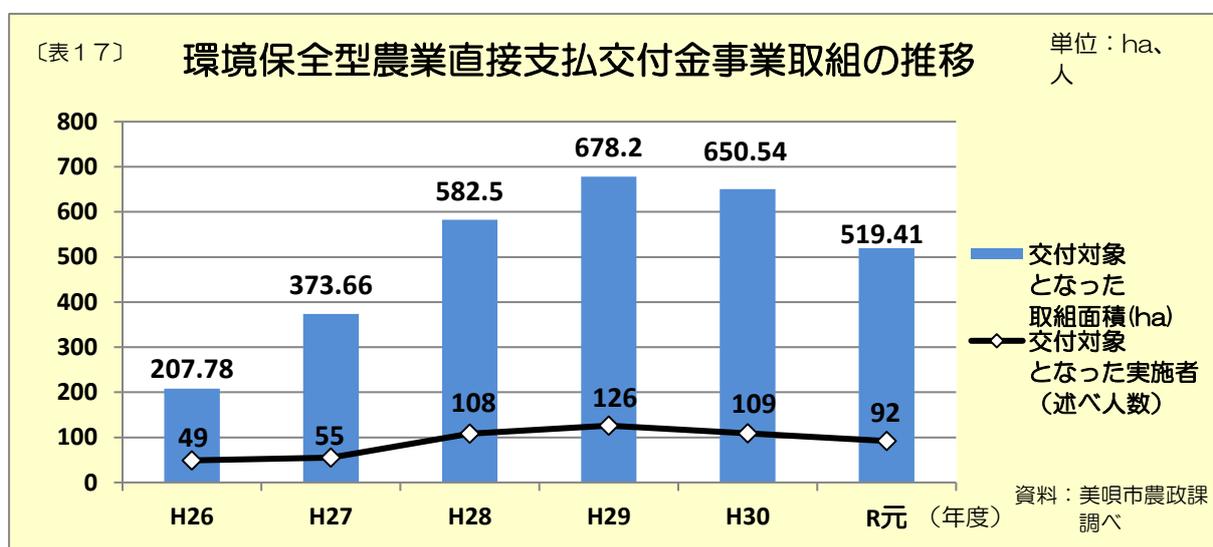
クリーン農業技術を使い、化学肥料や化学合成農薬の使用量を減らすなど、一定の基準をクリアした道産農産物で、対象要件は、「道内で生産、登録基準に適合」「栽培基準に基づき生産」「他の農産物と分別収集、保管、出荷等」となっています。



### <日本型直接支払制度による環境保全型農業の推進>

- 農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、地域で環境保全に効果の高い営農活動に取り組まれています。
- このため、平成 27 年（2015 年）に農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が制定され、「日本型直接支払」の中に「環境保全型農業直接支払交付金」を措置されています。
- この制度では、自然環境の保全に資する農業生産活動が推進されるよう、化学肥料・化学合成農薬の 5 割低減の取組と併せて行う、カバークロップ（緑肥）や炭素貯留効果の高い堆肥の施用、有機農業等の取組を実施する農業者組織等に対し交付金を交付しています。
- また、環境保全型農業の農業者は、平成 29 年度（2017 年度）に 126 名（5 団体）678ha まで増加しましたが、それ以降は農業者、面積ともに減少に転じています。

〔表 17〕



### <多面的機能の維持>

- 農業・農村は、国土保全や水源のかん養、教育や癒しの空間の提供、自然環境の保全、良好な景観の形成といった多面的機能を有しています。こうした多面的機能は、農村集落の共同活動により支えられています。
- 集落単位や農業者等と連携して、地域の資源である農道、水路、農地の維持を行うほか、地域の課題を解決して営農を持続し、耕作放棄地発生防止や解消が進むよう、国の「多面的機能支払交付金」、「中山間地域等直接支払交付金」を北海道や本市とともに負担しあって支援を行っています。
- 「多面的機能支払交付金」は、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に対し支援を行い、令和元年度（2019 年度）では、交付対象面積は約 8,486ha となっています。〔表 18〕
- 本市の活動組織の体制強化や事務の効率化を図るため、令和 2 年度から活動組織の合併・統合及び名称の変更を行い、20 組織を 1 組織に統合されています。

〔表18〕

### 多面的機能直接支払対策事業取組の推移



#### 共同取組活動の概要

項目	主な取組	取組組織数
多面的機能を支える共同活動	畦畔・法面・防風林の草刈り	20 組織
	農道の草刈り、水路の草刈り・泥上げ	20 組織
地域資源の質的向上を図る共同活動	農用地・水路・農道等の軽微な補修	17 組織
	施設等の定期的な巡回点検・清掃	17 組織
	水田の貯留機能向上活動	6 組織
	植栽等の景観形成活動	16 組織

#### 多面的機能支払交付金

##### 農地維持支払交付金

多面的機能を支える共同活動を支援します。  
 ※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

**支援対象**

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等




##### 資源向上支払交付金

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

**支援対象**

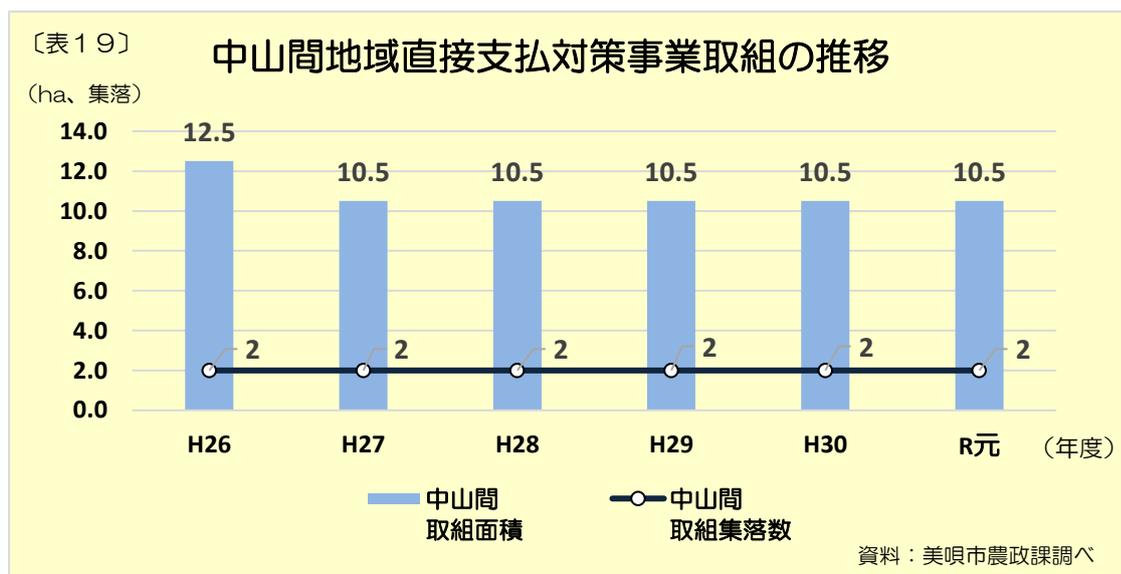
- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等




※農林水産省 多面的機能支払交付金の概要

○中山間地域等直接支払制度は、耕作放棄地の発生が懸念される傾斜農地等を対象に、平地地域との生産条件の格差の8割相当を交付金として支払うもので、集落協定等に基づき、5年間以上継続して農業生産活動などを行う農業者等を対象に、平成12年度（2000年度）から5年間ごとの対策として実施されてきました。

○市内では、農業生産活動を通じた耕作放棄地の防止や多面的機能を増進する取組が2集落によって実施され、交付対象面積は10.5haとなっています。〔表19〕

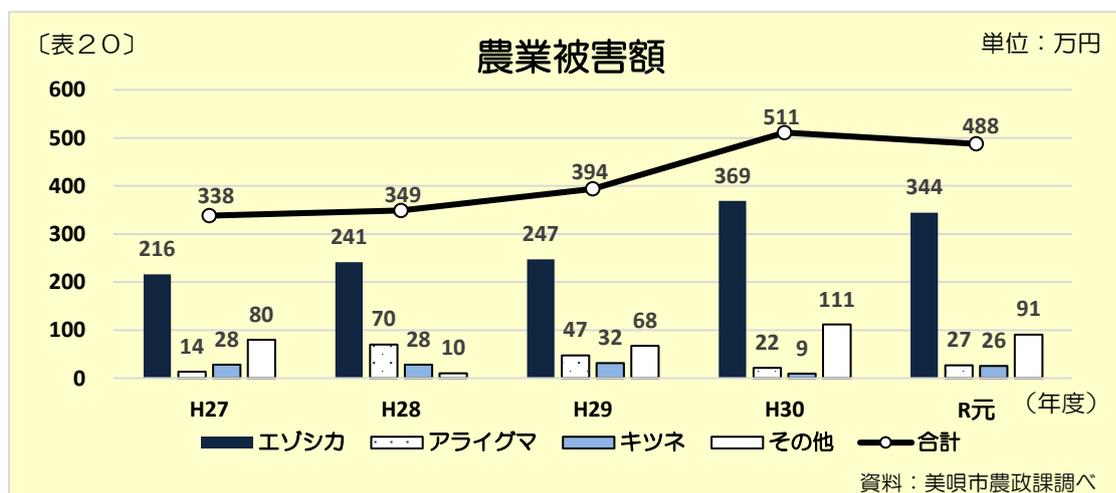


#### ■共同取組活動の概要

項目	主な取組	取組集落数
農業生産活動などとして取り組むべき事項	農地の法面点検	2集落
	農道の草刈り、水路の草刈り・泥上げ	2集落
	ほ場周りの清掃、周辺林地の草刈り	2集落
農業生産活動などの体制整備として取り組むべき事項	農道等の軽微な補修	2集落
	共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備	2集落

#### <鳥獣被害>

○鳥獣被害は、エゾシカ等による農業被害額が338万円～511万円に及ぶなど、依然として農業への被害が発生しています。〔表20〕



## 第3章 美唄市農業の主要課題

### 1 美唄市農業を取り巻く社会経済情勢

#### (1) グローバル化の一層の進展

○世界経済のグローバル化が進み、近年、TPP11 協定や日 EU・EPA、日米貿易協定などの発効により、農産物分野における競争力の強化が必要となっています。

#### (2) 持続可能な開発目標（SDGs）の取組の広がり

○平成 27 年（2015 年）の国連サミットにおける「持続可能な開発目標（SDGs）」の採択以降、SDGs への関心が世界的に高まり、人々の意識や行動を変えつつあり、国内外において SDGs の推進に向けた取組が拡大しています。

○環境と調和した持続可能な農業を展開するとともに、消費者の購買活動がこれを後押しすることが重要であることから、技術の開発・普及や農業生産基盤の整備、付加価値の高い農業の推進、農業・農村の持つ多面的機能の発揮促進、食育の推進などについて、多様な主体が連携・協働した取組を推進することが重要です。



#### (3) 人口減少とライフスタイルの変化

○人口減少や高齢化により国内の食市場が量的に縮小する中、米の需要量の減少幅が拡大（年間 8 万トンの減少で推移していましたが、平成 30 年及び令和元年の需要量は 10 万トン程度の減少に拡大）、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い消費者ニーズは多様化、個別化し、食の外部化が一層進展していくことが見込まれています。

#### (4) 社会全体のデジタル化の進展

○人口減少社会に入り、産業競争力や地域社会の活力の低下が懸念される我が国において、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が重要な課題となる中、営農体系はもちろんのこと、農業経営や地域社会、農業政策等の様々な分野において、デジタル技術の活用による農業や地域社会の変革の実現が求められています。

○このため、データ駆動型の農業経営を通じて消費者ニーズに対応した価値を創造・提供していく、新たな農業への変革（農業のデジタルトランスフォーメーション）を推進する必要があります。

## (5) 新型コロナウイルス感染症への対応

○新型コロナウイルス感染症の拡大とそれに伴う経済環境の悪化により、農産物の需要減少などの課題に直面していることから、需要回復に向けた取組の推進とともに、食料の安定供給に向けて、農業生産基盤の維持と経営の安定を図っていく必要があります。

## (6) 「田園回帰」の意識の高まりと関係人口の裾野の広がり

○新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、「大都市への過度な人口集中から地方分散へ」という大きな動きの一つとして、都市から農村地域に移住・定住するなどの「田園回帰」の広がりが期待されています。

○また、地域や地域の人々と継続的に多様な形で関わる「関係人口」が、これからの地域づくりの担い手として注目されています。

## (7) 自然災害リスクの高まり

○近年、集中豪雨や台風に伴う豪雨災害が多く発生しており、今後、異常気象などによる自然災害リスクの高まりや災害発生時の被害の甚大化により、道路や河川、農地など、市民生活や農業生産の基盤に大きな被害を与えることが心配されています。

## 2 美唄市農業の主要課題

### (1) 農業経営の体質強化

○人口減少やライフスタイルの変化などに伴って、農林水産物・食品の消費の減少が見込まれることから、消費者や実需者ニーズに対応した農産物を計画的かつ安定的な生産体制づくりを進める必要があります。

○また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化とともに、1戸当たりの経営面積が拡大していく中、農業が基幹産業として持続的に発展していくため、担い手への農地集積・農業法人化や美唄型輪作体系の普及、高収益作物の生産拡大による生産性の向上をはじめ、AIやIoTなどのICTを活用したスマート農業技術の現場実装の加速化など、国や北海道の施策を活用しながら、経営安定や体質強化に向けた取組を進める必要があります。

## (2) 農産物の販路拡大・付加価値向上

- 多様な消費者や実需者ニーズに対応した高品質化や付加価値向上に努め、消費者に評価され、売れる農産物を生産するとともに、販路拡大のための取組を推進していくことが必要です。
- そのため、美唄市農業試験ほ場も活用しながら、栽培上の課題解決や新品種などを促進するとともに、農産物の加工・販売など農商工連携や6次産業化の取組により、付加価値の向上に結び付け、地域ブランドの確立を図るほか、農産物の輸出の拡大を図っていく必要があります。

## (3) 担い手の育成・確保

- 農家戸数や農業従事者の減少による担い手不足等に対応していくため、意欲ある担い手に農地の集積を図るとともに、農業後継者となる新規学卒者やUターン者、農業関係以外からの新規参入者など、多様な担い手の育成・確保が必要です。
- また、担い手の経営体質の強化や農業法人の育成など、農業経営体の安定・強化を図るとともに、優れた農業経営者の育成や農作業受託組織の強化を図る必要があります。
- 労働力不足に対応するため、若者や女性、高齢者、障がい者、外国人など、多様な人材を確保する取組や女性農業者の活躍を促進する必要があります。

## (4) 農業生産基盤の整備等

- 農家の経営面積が拡大している中、より効率的な営農に向けて、担い手への集積・集約化を進めるとともに、ほ場の区画整理や用排水施設等の農業生産基盤の整備が進められてきており、これらの整備に加え、農作業の機械化や米の品種改良などにより、農作物の収量、品質及び作業効率の向上や災害の低減などに大きく貢献しています。
- 今後も農作業の一層の省力化・効率化や消費者・実需者ニーズに対応した付加価値の高い農作物の生産拡大や品質の向上による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下水位制御システムの整備など、農業生産基盤の整備を継続的に進めていく必要があります。
- 併せて、農業者がこれらの農業生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、農家負担の軽減を図る必要があります。
- また、農業生産基盤整備事業により大区画化されているほ場を有効活用し、その事業効果を高めるためにも、スマート農業をはじめ農業分野におけるデジタル技術の活用に向けた取組を進める必要があります。
- 現在、農業生産基盤の整備を進めていますが、排水不良などにより基盤整備を必要とする地域がまだ残されているほか、経年劣化などにより農業水利施設等の機能低下が懸念されていることから、これらの適切な管理と計画的な整備を進める必要があります。

## (5) 食の安全・安心への関心の高まり

- 安全・安心で良質な農産物を求める消費者ニーズに対応するため、クリーン農業を推進していますが、農家戸数の減少等により、道の「YES! clean」表示制度の登録集団やエコファーマー登録制度の農業者が減少傾向にあり、消費者や食品関連事業者から積極的に選択される産地づくりを進める必要があります。
- 食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、クリーン農業や有機農業などの取組を一層推進するとともに、農業生産工程管理（GAP）の実践を促進し、消費者ニーズに応えながら、消費者に安全・安心で高品質な農産物を提供する取組が必要です。
- また、地域で採れた農産物を地域で消費する取組など、生産者と消費者の関わりや食と農についての理解を深める機会を提供することは、地産地消や食育の推進の観点からも必要です。
- さらには、野生鳥獣等による農産物等への被害が発生しており、所得の減少など農業に影響を与えていることから、鳥獣被害防止に向けた取組が必要となっています。

## (6) 活力ある農業・農村づくり

- 農業・農村は、食料の生産・安定供給といった役割に加え、その生産活動を通じて、洪水被害の防止、水源のかん養、大気浄化といった国土保全機能をはじめ、美しい農村景観の形成や自然生態系の保全などの役割も担っています。
- また、農家戸数の減少や担い手農家の高齢化の進行により、農業生産の減退やコミュニティ機能の低下が懸念されていることから、農業・農村の有する多面的機能の十分な発揮に向けた地域活動や営農活動の促進が求められています。
- このほか、都市から農村地域に移住・定住するなど、「田園回帰」による人の流れが全国的に広がっている中、都市との交流や食育の実践活動など、関係機関と連携により、都市住民・市民や消費者、生産者との結びつきを段階的に深める必要があります。

## 第4章 目指す姿・基本方針

○本市としましては、美唄市農業の現状や主要課題、国が令和2年3月に閣議決定した「食料・農業・農村基本計画」や北海道の「第6期北海道農業・農村振興推進計画」を踏まえるとともに、「人・農地プランに関するアンケート調査」なども考慮しながら、本市が次のような基本方針を定め、各種施策を推進していきます。

### 1 美唄市農業の目指す姿

○いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めます。

### 2 基本方針

#### 基本方針1 強い農業経営基盤づくり

○水稲や畑作物の生産振興については、農産物の品質向上や生産収量の確保を図るため、新たな輪作作物の試験栽培を行い、美唄型輪作体系の確立と普及を推進するほか、直播等の栽培技術の導入、新たな高収益作物の導入、良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大を図る取組や6次産業化を図る取組を支援するなどにより、消費者や実需者ニーズに対応した生産体制の強化を図ります。

○農業生産基盤の整備については、国営・道営の事業を計画的に進めるとともに、担い手への集積・集約化を進め、優良農地の確保を図るほか、農業用排水路施設の長寿命化や必要な改修等が整備されるよう国や道に働きかけるとともに、市においても更新期を迎える農業用排水路施設や農地の保全に必要な施設等の計画的な維持・改修・更新等の整備を進め、農業生産を支える基盤づくりを進めます。

○また、農業生産基盤整備事業により大区画化されているほ場を有効活用し、農業基盤整備事業の効果を高めるためにも、5G等の次世代通信技術の開発動向に対応しながら、スマート農業をはじめ農業分野におけるデジタル技術の活用に向けた取組を進めます。

○担い手農家の育成・確保については、農業後継者はもとより、高校生・大学生等の若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対して支援を行うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を推進します。また、他産業や異業種、他地域等、農外からの多様な人材の確保を図ります。

## 基本方針 2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

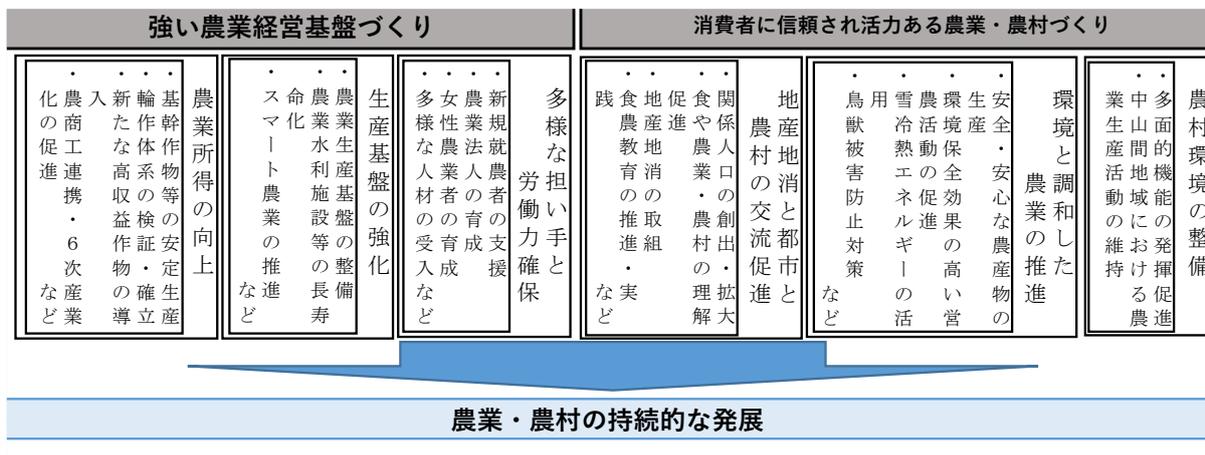
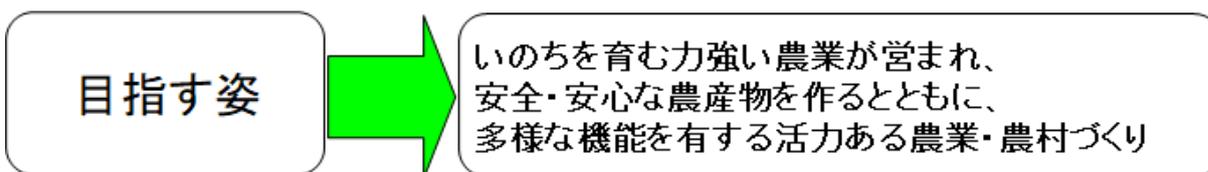
- 安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援します。
- また、農業・農村地域は、文化・歴史の継承、癒しや安らぎを与えてくれる農村景観の形成や農業体験の提供など多面的な機能を有していることから、市民の理解増進や地域の共同保全活動を継続的に支援し、活力ある農村づくりを推進するほか、野生鳥獣による農作物への被害軽減のため、地域における駆除やICTを活用した技術の導入など、被害防止対策の強化を図るとともに、ジビエの利活用の促進を図ります。
- 食農教育や地産地消、農泊等について、市民に加えて関係人口も含めた幅広い主体の参画の下で、美唄産農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等の理解を深めつつ、触れる機会の拡大を図り、活力ある農村として持続的な発展を目指します。

### <成果指標>

◆ 農業産出額	現状値	目標値		指標の説明
	H26-H30平均 58 億円	R7	65 億円	農業振興の成果を農産物の総額から見る指標で、農林水産統計による市内の農業産出額（生産量×農家庭先価格）の総額で測ります。

※目標値（R7：65億円）は、「51億円（H25）の実績値→ 58億円（H26-H30の前期農業ビジョンの平均値）」の伸び率に施策効果を加算して設定。

### <農業ビジョンの目指す姿と基本方針>



## 第5章 農業・農村施策の展開方向

### 基本方針1 強い農業経営基盤づくり

#### 1 農業所得の向上

##### (1) 基幹作物等の安定生産

- 実需者ニーズに沿った「美唄ブランドのより一層の定着」に向け、生産技術の一層の向上により、高品質・良食味米の安定生産・供給を推進します。
- 主食用米を主とした需要に応じた加工用米及び飼料用米等の生産のほか、水田を活用した麦や大豆など畑作物の安定生産、野菜などの高収益作物の高品位な生産を推進します。
- 生産性や品質の向上、労働力不足への対応を図るため、農作物の乾燥調製施設等の再編・整備やスマート農業機械の導入を促進します。
- 水稲直播の普及向上と農業生産基盤整備の推進、スマート農業の推進により、生産性の向上を図ります。
- 農業試験ほ場において、基幹作物等の品種比較や肥料効果、新品種の試験栽培、栽培技術の普及・定着等を実証し、新しい技術の体系化や新しい品種の普及拡大を図ります。

##### [稲作]

- 地域の「農業再生協議会」が主体となって「生産の目安」を設定するとともに、生産者や関係機関・団体、集荷業者、行政等が一体となって、需要に応じた米生産を推進します。
- 主食用米を中心に加工用米や輸出用米、飼料用米など需要に応じた米づくりに取り組むとともに、直播・密苗栽培など低コスト・省力化技術の導入を推進します。

##### [畑作]

###### 《小麦》

- 需給動向に即した品種の作付けを基本に、加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の導入、品種や地域特性などに応じた安定栽培技術の普及を推進します。

###### 《大豆》

- 需給動向に即した作付けを基本に、豆腐などの加工適性に優れ気候変動や病害に強い多収品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及、収穫作業の組織化による省力・低コスト生産を推進します。

###### 《なたね・てん菜》

- 輪作体系上重要な基幹作物として作付けの安定化を図るため、低コストで省力的な生産体制の確立や耐病性品種の導入、農地の排水改善、安定栽培技術の普及を推進します。

##### [野菜]

- 消費者・実需者ニーズに対応した品目の安定生産を推進するとともに、ICTを活用した生産性向上や高収益作物であるにんにくや生姜の地域展開を推進します。

〔花き〕

○高品質な花きの安定生産や美唄産花きの需要の拡大を推進します。

## (2) 輪作体系の検証・確立

○美唄市輪作プロジェクトの活動成果を踏まえて、輪作効果や実証展示を通じて、栽培技術の普及向上と生産性の向上を図ります。

○美唄型輪作体系の普及を図るため、なたねやてん菜、子実用とうもろこしなど、新たな作物を取り入れた計画的なローテーション実施による連作障害の回避、収量増加を図るとともに、緑肥や堆肥の活用による土づくりを推進します。

## (3) 新たな高収益作物の導入

○安定した農業経営を持続するため消費者ニーズに対応した農作物の導入による経営の複合化を推進するとともに、新たな高収益作物の導入を農業者が取り組みやすい環境づくりを推進します。

○アスパラガスやハスカップ、花き、にんにく、生姜などの高収益作物の作付面積の維持・拡大に努めるとともに、栽培技術の高位平準化を図り、安定生産・出荷と美唄ブランドでの生産・販売により地域ぐるみの収益の向上、生産基盤の強化に向けた取組を推進します。

## (4) 美唄産農産物・食品ブランド力の向上・販路拡大

○本市の特色ある農産物や高品質な食品づくりを進め、様々な機会を活用した市内外への情報発信を推進します。

○「匠の米」や「雪蔵工房米」、「香りの畦みちハーブ米」などの良品質米の食味選考会等による農産物のブランド化・販路拡大の取組を推進します。

○また、ふるさと納税の返礼品を活用した、美唄産農産物のPRによるブランド力の強化を推進します。

## (5) 農商工連携・6次産業化の促進

○雪冷熱エネルギーを活用した農産物加工品「干し芋」、や美唄産米を使った「とりめし」、美唄産農産物加工品の「乾燥野菜」「黒ニンニク」など農業者自らが行う農産物の加工や販売などによる6次産業化を進め、ブランド化や収益性が高く安定した農業経営を推進します。

○農業者が農産物の加工、直売や観光農園、農家レストランの経営などの新規事業を立ち上げ、新たな付加価値を生み出す6次産業化を促進します。

○北海道美唄尚栄高校等の教育機関と連携し、美唄産農産物を生かした特産品の開発や販路拡大等の付加価値向上・ブランド化に向けた取組を促進します。

## (6) 農産物の輸出

- 平成 30 年（2018 年）5 月、道内で初めて、石狩湾新港の精米工場及びくん蒸倉庫が、中国への精米輸出が可能な施設として指定・登録され、道内から直接輸出可能となった好機を活かし、中国（香港も含む）をはじめとして、ベトナムや米国なども含め、米を始めとする農産物の輸出を促進します。
- 農業関係団体と連携を図りながら、美唄産米等の海外への販路・販売拡大に向けた取組を推進します。

## 2 生産基盤の強化

### (1) 農業生産基盤の整備

- 生産性や品質の向上、コスト縮減、農作業の効率化による効率的・安定的な農業経営の確立を図るため、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業、団体営事業により、農地の大区画化・汎用化、排水性の改良、地下水位制御システムの普及など、農業生産基盤の整備を促進します。
- 農業者が生産基盤整備に積極的に取り組めるよう、国の中心経営体農地集積促進事業や北海道の農業競争力基盤強化特別対策事業（通称：パワーアップ事業）活用して、農家負担の軽減を図ります。
- 農作業の効率化や農産物輸送を図るため、農道や橋梁等の維持修繕や整備を進めていますが、未舗装箇所や不陸等の箇所が残されていることから、農作業の効率化や未舗装による農産物の荷痛みや砂じん等による生育への影響を防ぐため、農道整備特別対策事業等の活用により、農道や橋梁等の適切な点検診断に基づき長寿命化を図る保全対策や計画的な整備を推進します。

### (2) 農業水利施設等の長寿命化

- 用排水路や排水機場等の施設の機能維持や長寿命化に向けた取組を計画的に進めるとともに、農業水利施設等の I o T 化に向けた検討を進めることで農業生産を支える基盤づくりを推進します。
- 農業用ため池管理保全法（令和元年 7 月施行）に基づき選定した防災重点ため池（6 か所）について、ハザードマップの作成など農業水利施設の安全対策・防災対策を進めるとともに、国や道と連携しながら、堤体の長寿命化に向けた取組を進めます。

### (3) スマート農業技術の検証・普及

- 国は、熟練農業者のノウハウを電子データに蓄積し、ほとんどの農業者がデータを活用した農業を実践することを目標としていることを踏まえ、令和 3 年度末までに、市内全域に第 5 世代移動通信システム（5G）などの高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバの整備を進めるとともに、営農作業をはじめオンライン直売や農業支援サービスの立ち上げ、各種交付金の申請など、農業・農村振興分野におけるデジタル技術の普及を促進します。

- また、センシング技術を活用した生育状況などの可視化や、情報通信環境の整備による多様なデータの活用、生産や経営データの収集、分析及び活用とAI技術による解析から、効率的な施肥や防除等の営農作業への実践的活用、経営管理を行うことで、生産性の向上や品質の高位安定を図ります。
- 農業者や地域の先進農業機械研究会、関係団体等から構成する「美唄市ICT農業推進協議会」と連携を図りながら、スマート農業技術の調査研究やその検証を行うとともに、スマート農業機械の導入を促進します。
- 美唄市農業振興基金を活用しながら、スマート農業技術を扱う人材育成や、スマート農業技術の導入に向けた検証事業を支援します。

### 3 多様な担い手と労働力確保

#### (1) 家族経営など担い手経営体質の強化

- 意欲の高い担い手が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう、農地の集積・集約化や新技術の導入、機械・施設の整備など、生産基盤の強化に向けた取組に対する支援を推進するとともに、農業経営の法人化を推進します。
- 担い手の農業経営の安定と経営体質の強化を図るため、農協・農業改良普及センターなどと連携しながら、経営診断等の経営指導を行うとともに、制度資金の活用促進や国の経営所得安定対策、本市の農業経営緊急対策利子助成事業などのセーフティネット対策等の活用を促進します。

#### (2) 経営感覚を備えた農業経営者の育成

- 優れた経営感覚を備えた農業経営者を育成するため各種研修会への参加を促進するとともに、国内外への農業研修及びドローンの操作資格取得研修等に対し支援します。
- 農協や農業改良普及センターとの連携により技術・経営指導を推進するとともに美唄市農業士連絡会と連携した指導農業士・農業士の育成や青年農業者等の活動の取組を支援します。

#### (3) 新規就農者の育成・確保

- 将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、市内の小中学生に対し、農業体験や職場見学、出前授業を通じた農業者や農業団体等との交流など、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取組を推進します。
- 農業内外からの新規就農を促進するため、北海道農業担い手センターと連携して、求職者や学生を対象とした新規就農フェア等への参画により就農相談を行うとともに、情報発信を実施します。
- また、国の農業次世代人材投資資金（準備型）や美唄市農業振興基金等の就農支援制度、地域おこし協力隊制度を活用して、新規就農者の経営安定に向けた支援を実施します。

- 関係機関・団体等と連携し、新規就農希望者が早期に農業経営が確立できるよう指導農業士が中心となっている美唄市農業士連絡会や空知農業改良普及センターなどと連携して効率的・効果的な研修を行う受入体制を整備します。
- 美唄市農業振興基金や国の交付金を活用した新規就農者への支援として、就農技術の習得に対する支援のほか、市内に居住し、営農を開始するした農業者に安定した経営を図るための支援を実施します。

#### (4) 優良農地の確保と適切な利用促進

- 地域農業の中心となる経営体の明確化や、中心となる経営体への農地の集積・集約化などを含む地域農業のあり方などを明らかにした「実質化された人・農地プラン」を農業委員のコーディネートにより更新・見直しを進めます。
- 農業生産基盤の整備と併せて、農業委員会や農地中間管理機構と連携を図りながら、農地等の利用の最適化を積極的に推進し、担い手への農地の利用集積を図ります。
- また、「美唄市耕作放棄地対策協議会」や農業委員会と連携しながら、遊休農地の解消、耕作放棄地の発生抑制に向けた対策を実施し、優良農地の確保と有効利用を促進します。

#### (5) 農業法人の育成・強化

- 地域における経営管理能力の向上や安定的な雇用の創出・確保、生産コストの低減などに向けて、農業経営の法人化（複数戸の共同経営による法人化も含む）を図ります。

#### (6) 農作業受託組織の育成・強化

- 生産性の向上や労働負担の軽減などを図るため、農作業受託組織など経営体を支えるシステムづくりを促進します。
- 農作業受託組織の安定的な運営を図るため、オペレーター等の人材の確保と技術・能力の向上を推進するとともに、スマート農業技術や新たな生産システムの円滑な導入を促進します。

#### (7) 女性農業者の育成

- 農業経営における女性参画を推進するとともに、女性農業者の技術や経営など資質向上を図る取組を推進します。
- 女性同士のネットワーク強化や女性農業者の活躍に向けた意識啓発などを通じて、男女ともに能力を発揮できる環境づくりを推進します。

#### (8) 多様な人材の受入と働きやすい環境づくり

- 農作業の労働力確保として、スポーツ分野や福祉分野との連携による就労支援など農業関係以外からの多様な人材の確保を推進します。

- 他産業や異業種との連携による人材を受入れに向けた取組を進めてもなお不足する人材を確保するため、関係団体等との協議・連携しながら、特定技能制度による外国人材の円滑な受入に向けた環境の整備を推進します。

## 基本方針 2 消費者に信頼され活力ある農業・農村づくり

### 1 地産地消と都市と農村の交流促進

#### (1) 関係人口の創出・拡大

- 都市と農村の交流を促進するため、農業者自らが取り組む農業体験等の受入、観光農園、修学旅行の受入などのグリーン・ツーリズム事業を推進します。
- 都市住民やインバウンド観光客等を迎えての農作業・加工体験などを行い、地域住民との関係人口の増加を図りつつ、都市と農村の交流を推進します。
- ふるさと納税返礼品については、農産物は約 8 割を占めており、ふるさと納税を通じて本市のPRを積極的に実施し、関係人口の創出・拡大を図ります。
- 地域資源を活用した食事や体験・交流プログラムの充実など、観光分野と連携して農泊（農村滞在旅行）の取組を推進します。
- 農道離着陸場の適切な維持管理と有効活用を促進するため、美唄市農道離着陸場運営協議会と連携しながら、クラウドファンディング等による滑走路等の整備により多様な利用拡大を図り、有効利用に努めます。

#### (2) 食や農業・農村の理解促進

- 農村地域は、文化・歴史の継承、癒しや安らぎを与えてくれる農村景観の形成や農業体験の提供など多面的な機能を有していることから、生産者と消費者の関わりや食と農についての理解を深める機会の充実等により、市民の理解増進を図ります。
- 地域ごとに特色のある農業・農村の魅力を、ホームページやSNSなどを通じて発信する取組を推進します。
- 小中学生や高校生、都市住民などが、本市の食や農業に対する理解を深める学習機会の充実に向けた取組を推進します。
- 地域住民や子どもたちが農村地域の景観や生態系保全の役割を理解する機会として、例えば、市内のイベント等によるドジョウの展示や北海幹線水路ウォーキングなどにより、農業・農村の理解促進を図ります。

#### (3) 地産地消の取組

- 市内で開設されている「ぴばま〜と」や「アンテナショップPiPa」などの農産物直売所のPR支援等を行い、地元で取れた農産物を地元で消費する地産地消の取組を推進します。
- 農業者が農産物直売所等による消費者との交流機会の拡充を図るとともに、情報発信により安全・安心な農産物の理解を深めてもらい、信頼関係の構築を図ります。

○また、市内外のイベント販売を通じて、安全・安心で美味しい美唄産農産物の認知度向上に努め、消費者の信頼確保、消費拡大を推進します。

#### (4) 食農教育の推進・実践

- 「スポーツ健康都市宣言」を踏まえ、栄養バランスを考えた食事や基本的な生活習慣を身につける機会を充実させる取組を支援します。
- 北海道美唄尚栄高校や大学等の教育機関と連携し、美唄市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農、健康を連動させた取組を推進します。
- 農業を基幹産業とする本市の地域特性と地域資源を最大限に活用し、食・農業に関する知識と選択力を習得しつつ、豊かで健全な食生活を実践できるよう、関係団体と連携しながら「美唄市食育推進計画」に基づき、市内小学校における農業体験や学校給食など、「グリーン・ルネサンス推進事業」により本市農業の理解を深めるための取組を推進します。
- 食育ネットワークの活動を通じて農業者と関係団体や市民が一体となって、農産物・食品の生産に込められた思いや創意工夫等について理解を深めつつ、地元産農産物を地域で積極的に選択される状況を創り出す取組を推進します。

## 2 環境と調和した農業の推進

### (1) 安全・安心な農産物の生産

- クリーン農業に対する農業者や流通・販売事業者、消費者の理解の促進や、地域の条件に即し安定したクリーン農産物の生産に向けた農業技術の普及、クリーン農業に取り組む産地の拡大などを推進します。
- 有機農業への参入・転換の促進や経営の安定化、有機農産物等に対する理解の醸成や販路の確保などにより有機農業の拡大を推進します。
- 農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を意識的に行うことで農作業事故や食品安全上のリスクを低減できる農業生産工程管理（GAP）の実践を推進します。

### (2) 環境保全効果の高い営農活動の促進

- 環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて行うカバークロープやフェロモントラップの設置、冬期湛水管理などの営農活動に対して支援を行い、環境負荷を軽減する生産活動を促進します。
- 農業用廃プラスチックの適正処理や環境への影響に配慮した適正施肥、家畜排せつ物の適正管理などの環境負荷低減に向けた取組を推進します。

### (3) 雪冷熱エネルギーの活用

- 雪冷熱エネルギーによる農産物を貯蔵することを通じて、農産物・食品の熟成、長期間の鮮度保持、低温乾燥加工等により、糖度の上昇、旨味の増加、鮮度保持による出荷時期の調節・販売できることが評価されており、農産物のブランド力の向上や端境期出荷による競争力の向上を図ります。
- また、現在、空知団地においてホワイトデータセンター構想の事業化が進められている中、雪冷熱エネルギーを活用した食料備蓄拠点構想の実現に向けて、関連する食料品製造業やA I・I o Tを活用するスマート農業に関連する企業等を集積し、新たな産業群の形成に努めます。

### (4) 鳥獣による農作物等被害防止対策の推進

- エゾシカなど鳥獣による農業被害を防止するため、「三笠・美唄広域鳥獣被害防止計画」に基づき、北海道猟友会美唄支部や関係機関・団体との連携により、「箱わな」等による捕獲やI C Tを活用した技術を導入するほか、多面的機能支払制度の活用による地域保全団体の駆除など、被害防止対策の強化を図ります。
- また、農業改良普及センター等の関係機関・団体との連携により、宮島沼に飛来するマガンによる小麦食害対策を実施します。
- 地域おこし協力隊制度の活用により、鳥獣被害防止対策等の強化を図るとともに、ジビエの利活用を促進します。

## 3 農村環境の整備

### (1) 多面的機能の発揮促進

- 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払制度の活用により、地域の共同保全活動に係る支援を行い、排水路や農道等の整備、鳥獣被害防止等の地域資源の適切な保全管理を推進します。

### (2) 中山間地域における農業生産活動の維持

- 中山間地域は、平地地域と比較して農業の生産条件が不利であることから、中山間地域等直接支払制度を活用し、共同での草刈や側溝清掃等、急傾斜地等における農業生産活動（例えば、農地法面、水路、農道等の補修）の継続するための取組を支援します。

## 第6章 推進体制

○このビジョンに基づく施策の推進に当たっては、市はもとより、農業者、農業関係機関・団体などがそれぞれの役割を果たし、連携しながら一体となって取り組むとともに国や北海道に対しても、各種施策に対する支援を求め、総合的な対策を講ずることとします。

### <役割分担>

#### 1 農業者・地域の農業者団体

- 安全・安心な農産物の生産及び供給
- 消費者が農業と触れ合う場の提供のほか、農業・農村を理解する機会の提供
- 農地・農村環境の保全・有効利用 など

#### 2 消費者や教育・観光関係者

- 農業・農村と触れ合う地域農業や地産地消に対する理解の醸成
- 家庭における食育の推進 など

#### 3 農業関係機関・団体・事業者

- 農業経営の支援
- 営農環境の整備、改善支援
- 農業者との連携による農産物の付加価値の向上
- 農産物の販路拡大 など

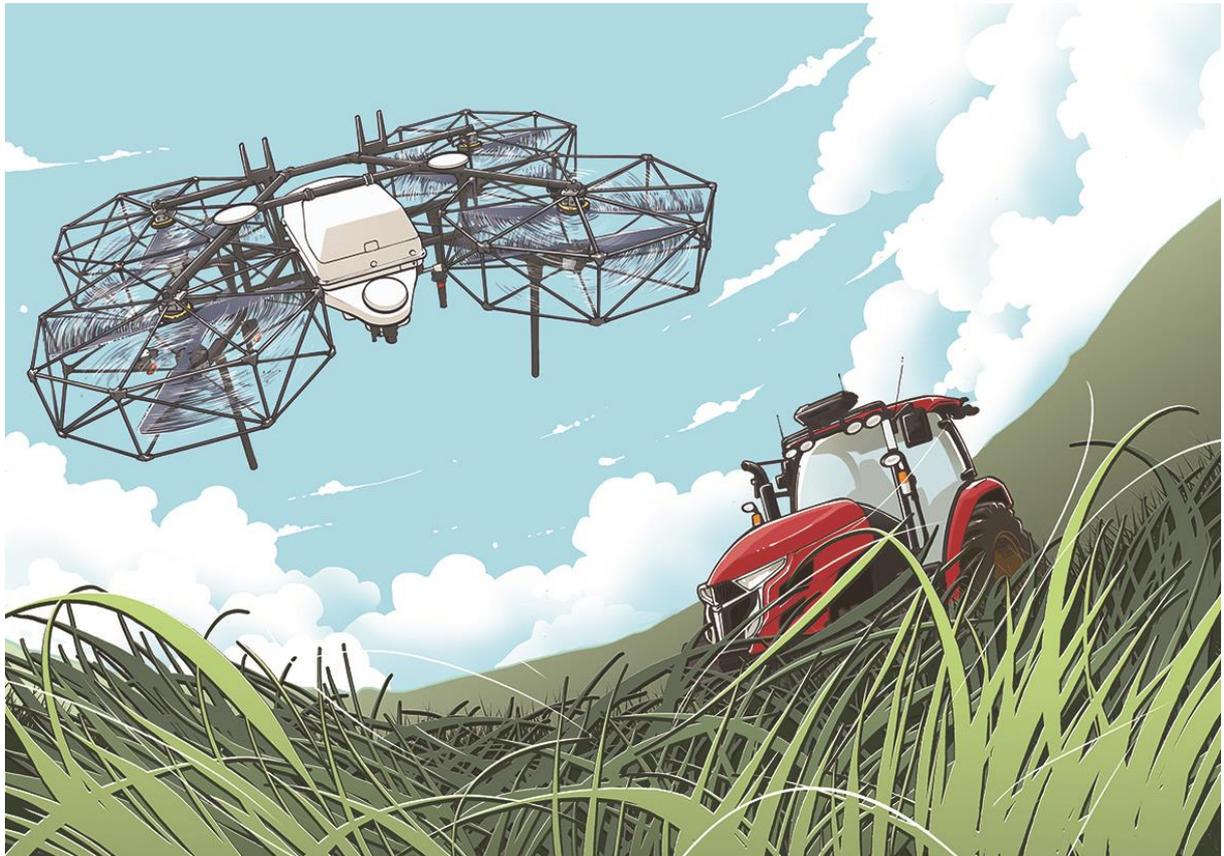
#### 4 美唄市

- 農業振興施策の企画立案・展開
- 農業関係団体等との連携による農業者への支援
- 農業・農村環境への市民理解の醸成に向けた取組の推進
- 農業振興に関する情報の発信
- 国や北海道との連絡調整 など

### <進行管理>

○本ビジョンに基づき実施する各事業について、「PDCAサイクル」の考え方を踏まえ、美唄市農業振興協議会において、毎年、進捗状況や点検評価を行います。

○なお、社会経済情勢の変化などにより、この計画の推進に大きな影響がある場合には、美唄市農業振興協議会の意見を聴いて、計画の見直しなど必要な措置を行うこととします。



© 地域おこし協力隊 坂 正徳

## 美唄市農業ビジョン

～いのちを育む力強い農業が生まれ、  
安全・安心な農産物を作るとともに、  
多様な機能を有する活力ある農業・農村づくり～

令和3年(2021年) 月発行

編集・発行 美唄市経済部

〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号

電話0126-62-3131 FAX0126-62-1088

<美唄市ホームページ><http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>